

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 令和5年5月18日（木）午前10時00分～午後1時15分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

2 その他

「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書に係る事業者説明

受 理 報 告 (5 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書	(仮称) 今井土地区画整理事業	令和5年4月26日
2 事後調査報告書	国分寺都市計画道路3・2・8号 府中所沢線(府中市武蔵台～国分 寺市東戸倉間)建設事業(工事の 施行中その7)	令和5年3月28日
	イオン東久留米ショッピングセン ター(仮称)建築事業(工事の完 了後その3)	令和5年3月28日
	京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～ 新馬場駅間)連続立体交差事業 (工事の施行中その1)	令和5年3月28日
	光が丘清掃工場建替事業(工事の 完了後)	令和5年3月29日
	東京港 国際海上コンテナターミ ナル整備事業(工事の完了後)	令和5年3月29日
3 変 更 届	(仮称) 東京港臨港道路南北線建 設計画	令和5年3月29日
	羽田空港アクセス線(仮称)整備 事業	令和5年4月4日

令和 5 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 2 回総会
速 記 録

令和 5 年 5 月 1 8 日（木）
Webによるオンライン会議

(午前 10時00分 開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から御報告申し上げます。

本日は、委員16名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより、令和5年度第2回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴となっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人の方、入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように受理報告及びその他の報告を受けることといたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から、受理関係について報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

5月の受理報告は、環境影響評価書1件、事後調査報告書5件、変更届2件を受理しております。区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

このうち環境影響評価書につきましては、審議会よりいただいた環境影響評価書案への答申に基づく審査意見書との関連を御説明させていただきます。

画面を御覧ください。

それでは、資料の4ページ、「(仮称)今井土地区画整理事業環境影響評価書(案)審査意見書」と、環境影響評価書との関連について、資料を御覧ください。

本事業につきましては、令和5年4月26日に、環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について、説明させていただきます。

評価書案は、令和4年7月22日の第4回総会で諮問され、令和5年2月27日、第1

¹ 途中4名出席し20名となった。

2回総会において、知事に答申されております。

本資料は、評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。評価書の追記ページは、後ほど御確認ください。

まず一つ目の、大気汚染、騒音・振動共通の項目についてですが、仮囲いは計画地西側のみに設置することとしているが、計画地北側には福祉施設が隣接していることから、造成工事に伴う粉じんや建設機械に伴う騒音・振動等について、施設周辺の仮囲いの設置など、より一層の環境保全措置を講ずることとの意見に対して、評価書の記載内容は、北側の配慮施設等に対する粉じん防止対策を追加した。また、仮囲いを設置して、騒音の再予測をするとともに環境保全措置を追加したとのことです。

二つ目の水環境の項目についてですが、計画地内の公共用地に降った雨水は、表面流出量分も含めて地下浸透処理を行う計画としていることから、雨水流出抑制施設の貯留量や十分な浸透性を確保する方法等を含めた具体的な規模や構造を記述すること、との意見に対して、評価書には、貯留浸透施設の貯留量、浸透井戸に関する記述を追加し、また、貯留浸透施設の構造図を変更したとのことです。

三つ目の生物・生態系の項目についてですが、計画地内のほぼ全域が改変され、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、既存樹木等を可能な限り残置するよう検討するとともに、道路植栽帯や流通施設業務用地内の緑化について、周辺地域との緑の連続性にも配慮した緑化計画となるよう検討し、関係者との調整を図ること、との意見に対しまして、評価書の記載内容は、1号公園のスギ・ヒノキ植林は残存緑地とし、また更新伐により、林内に生育する郷土種を残存する計画とし、緑の連続性確保の観点から流通業務施設用地の緑化に関する記述を環境保全措置に追加したとのことです。

もう一点、生物・生態系の項目についてですが、移動能力のある生物が、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動するものと予測しているが、工事の施行順序によっては、周辺環境への移動が阻害されるおそれがあるため、移動能力のある生物が周辺地域の好適環境に分散できるよう工事の施行順序を検討し、生物・生態系に与える影響の低減に努めること、との意見に対して、評価書の記載内容は、動物の移動に配慮した段階的施工手順を明確化し、動物の予測結果を修正するとともに、環境保全措置に追加したとのことです。

続きまして、4月の受理報告に係る助言事項に対する事業者回答につきましては、今回はございません。

5月の受理報告に関わる助言についてもございません。

受理報告については以上で終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの受理報告について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは続いて、その他に移りたいと思います。「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書」に係る事業者説明についてです。

本件につきましては、審議会から事業者に対して説明を求めていますので、事業者の方へ出席いただきます。

それでは事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 事業者の方は、御出席ありがとうございます。

本件は、日本エコモス国内委員会から環境影響評価書への指摘があり、4月の総会では、その指摘に対して事業者から約6割方の項目について御説明いただいたところであり、時間の都合もあり、4割弱の項目が残っておりますので、今回は残りの部分について事業者から説明をしていただくことになります。

まず事務局から4月にも説明いただきました「審議会での確認事項」、また、前回の振り返りも兼ねて、「前回の審議会の結果」、そして「本日の審議会の進め方」について説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは事務局より「審議会での確認事項」、「前回の審議の結果」、「本日の審議の進め方」を説明させていただきます。

資料を御確認ください。

審議会への確認事項ですが、まず、日本エコモス国内委員会からの指摘に対し、これまで事業者が行ってきた手続に問題がないことや、評価書の内容に誤りがないことが説明されているかを確認いただきます。

その上で、既に公示されております環境影響評価書に記載されている調査・予測・評価に影響、評価に変更が生じないかどうかということを確認させていただきます。

次に、前回の審議結果です。

前回4月27日の審議会では58ある指摘のうち、37番までを事業者に説明いただきました。その結果を踏まえ、結果としましては、説明した項目の範囲で評価書の調査・予

測・評価に変更が生じるような虚偽・誤りがなかったことを確認したと。事業者の従来の説明や資料において不十分、または誤解を生じやすい部分があった。また、住民とのコミュニケーションは重要で、事業者ホームページ等で丁寧な情報発信をすべき、となっております。

続きまして、一番下側になります。本日の審議会の進め方です。

まず日本エコモス国内委員会からの指摘とそれに対する回答を事業者に説明をいただきます。その次に、事前に取りまとめました審議会委員の意見とそれに対する回答を説明いただきます。その後、全ての事業者説明が終わった後、委員と事業者の質疑応答をしていただきます。

以上が本日の議論の進め方になります。

なお、前回も御説明しましたが、工事の着工と本日の事業者説明は切り離して進めていく旨が1月の審議会においても確認されております。よろしくお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、事業者の説明に入っていきたいと思いますが、事業者には丁寧かつ分かりやすく説明していただくようお伝えしておりますけれども、本日の審議会は13時頃までとさせていただきますので、皆様御協力のほどお願いいたします。

それでは御準備ができましたら、説明をお願いいたします。

○事業者 皆様、おはようございます。本日は前回の4月27日に引き続きまして、私ども事業者からの説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

これまで日本エコモス国内委員会様より御指摘のございました、全58項目につきまして、各項目の確認・検証を行ってまいりました。令和5年1月10日に提出しております環境影響評価書に関しまして、御指摘のございました誤りや虚偽の報告はなかったことを確認しております。したがって、環境影響評価書に記載の調査、評価、予測に変更がないことを改めて御報告いたします。

本日は、前回御説明いたしました37項目に続きまして、通し番号38から58までの点につきまして御説明いたします。説明の都合上、通し番号が一部前後する部分がございますが御了承くださいますよう、お願いいたします。

それでは詳細の説明に移らせていただきます。

○事業者 それでは説明のほうを始めたいと思います。

日本エコモスからの指摘内容に対する回答についてでございます。初めに1、樹木の分

類に関する指摘についてでございます。通し番号の44番になります。樹林の分類が誤っているとの指摘についてでございます。群落調査では、詳細な群落調査を確認しました。評価書に記載したとおり、落葉と常緑が混交した樹林として記載させていただいておりますので誤りはございません。

次のページになります。2の評価書の記載の有無に関する指摘についてでございます。

通し番号で言いますと45についてでございます。再生復元する生態系が正しく記載されていないとの御指摘ございました。

回答といたしましては、群落調査の結果を踏まえて、評価書362ページから367ページになりますけれども、そこに「5）都市域生態系の変化の内容及びその程度」というところに、再生復元する生態系について記載しております。

神宮外苑広場（建国記念文庫）などの緑地が一部改変されていますけれども、北側を保全エリアとして設定して適切に維持管理を行います。また、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおきましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植して、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場の樹林及び生態系を復元する計画になっております。

次に通し番号の47についてでございます。目標とする将来の生態系が予測として記載がされていない、との御指摘についてでございます。

回答といたしましては、群落調査の結果を踏まえて、再生復元する生態系について評価書ですけれども、346ページに、「中央広場周辺」と「文化交流施設棟南側広場」というところに再生復元する生態系についての記載をしております。

生態系の秩序に添わない移植計画であるとの御指摘もいただいております。それにつきましては、植栽樹木としては、常緑落葉混合の多様な樹種構成による豊かな緑に包まれた緑地景観を形成する計画というふうになっております。神宮外苑広場（建国記念文庫）に代表されるような樹林環境の形成は可能と考えております。生態系の指標種としている鳥類や昆虫類の生息が十分期待されると考えております。

これに関連して、審議会の委員からの御意見ということで受けております。通し番号47番、審議会委員からの御意見というところでございます。

「中央広場周辺」「文化交流施設棟南側広場」での環境形成により指標種としている鳥類・昆虫類の生息が十分期待できるとしているが、生態系の復元は単なる指標種の一次飛来や立ち寄りではなく、個体群規模や重要な上位種の生息、種間関係の維持など、生態系

ピラミッドや食物連鎖の観点から説明される必要があるのではないかと御意見をいただいております。

回答としましては、これも評価書のほうに示したとおりなのですが、文化交流施設棟の南側につきましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）などからの移植したセイノキやトウカエデなどの樹木を中心に植栽して、様々な樹高の移植木を植栽し、階層構造をつくるということで密な林床に生息する土壌動物、ジョロウグモ、ムラサキシジミといった昆虫類に加え、これらを餌とする鳥類などによって構成された豊かな生態系を復元・形成する計画になっております。

文化交流施設棟周辺及び中央広場周りにおきましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）の比較的暗い林相を復元することにより、そうした環境を好むムラサキシジミや生態系の上位に位置するコゲラ、シジュウカラといった鳥類、計画地全体で確認されているアリ科の土壌動物が生息すると考えられることから、これらの種を指標値としております。

生態系ピラミッドや食物連鎖の観点から、当該地域の生態系を指標とする生物を選定しております。それらの生息状況から当該エリアの生態系を事後調査計画書に記載している方法で、今後モニタリングを進めてまいります。それに関する事後調査報告書につきましては2036年12月頃に提出ということで、こちらのほうも事後調査計画書のほうに記載しております。その計画に従って、今後調査と報告等進めていく予定でございます。

次でございます。3、虚偽に関する指摘ということを受けております。緑のネットワークについての指摘でございます。通し番号で言いますと38番になります。

緑のネットワークが破壊されるとの指摘を受けてございます。回答といたしましては、本事業においては、現存の樹木の保存、移植を図るとともに、新たな樹木の植栽を行います。また、現状第二球場付近で途切れている緑につきましても、新しい計画では緑道を整備して、ネットワークを創出する計画になっております。これにより南北方向である新宿御苑、神宮外苑、青山霊園の緑及び生態系のネットワークを維持するとともに、東西方向につきましては文化交流施設棟周辺及び中央広場周りにおいて、建国記念文庫などから約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置する予定でございます。これらにより、神宮外苑の御観兵榎のところや、赤坂御用地などとの緑及び生態系のネットワークを維持する計画であり、虚偽ではございません。

次に、通し番号の39番でございます。

緑のネットワークについて、南北方向は1018本の樹木が伐採・移植されて破壊され

るとともに、東西方向を著しく劣化するとの指摘をいただいております。

本事業においては、現存の樹木の保存・移植を図ります。新たな樹木の植栽も行うとともに、先ほど申し上げたとおり、現状第二球場付近で途切れている緑についても緑道整備をしてネットワークを創出するという計画になっております。これにより南北方向の緑・生態系のネットワークを維持します。

東西方向につきましても、先ほど申し上げましたように、文化交流施設棟周辺とあと中央広場周りにおいて、移植や新植によって、赤坂御用地から続く緑及び生態系ネットワークを維持するという計画になっておりますので虚偽ではございません。

これらに関連する審議会委員からの御意見ということで受けてございます。

審議会委員からの御意見の通し番号の35から40というところでございます。

御意見といたしましては、神宮外苑広場を「一部保全する」ことは群落を維持されることと同義ではありませんと。また「一部を保全する」と「移植して保全する」ということは同等ではございませんと。ミティゲーションのヒエラルキーからも回避>低減>代償という順番です。ということでございます。

一部を保全する低減措置がどの程度有効なのか。あるいは移植して復元する代償措置の実現性について、生態系や景観の観点から復元することができないことが懸念されるという御指摘を受けてございます。

回答といたしましては、本事業では、これまでミティゲーションの観点から回避・低減・代償の各段階において検討を進めてきております。

まず、回避に関しましては、当該エリアで最も景観的に重要ないちよう並木を回避して、自然環境面からアズマモグラなどが確認されている緑地も同様に、いちよう並木の東側も同様に改変を回避する計画といたしました。

ただし神宮外苑広場（建国記念文庫）につきましても、現況の秩父宮ラグビー場及び神宮球場を供用しながら、新ラグビー場においてラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズなどの競技に必要な要件を満たすよう建設する必要があるため、改変の回避ができないと判断してございます。

低減措置につきましても、神宮外苑広場（建国記念文庫）の全てを改変するのではなく、極力樹木を存置するといった低減措置を検討しております。

さらに新たなラグビー場の設計におきましては、新ラグビー場の設計者に対して、既存樹木の保全など留意したデザインなどを引き続き検討するよう要請し、さらなる低減を図

る計画です。

そのほか、様々な回避低減を行った上で、回避低減が難しいと判断された場合につきましては代償措置として移植を行って、環境の復元を行うということになります。

復元する樹林の質の確保のために、神宮外苑広場（建国記念文庫）と同様に、常緑落葉混交林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯を復元して、代替措置もしくは低減措置のいずれかを併せて事後調査で引き続き確認を行っていくという計画でございます。

計画に基づいて実施されれば復元されるものというふうに考えておりますが、計画の進捗に伴って移植時期、方法、現況の土壌環境の状況を踏まえた植栽基盤の確保とか、あるいは仮移植期間における養生の計画とか、養生期間中のモニタリングの結果などを反映した本移植計画などについて、事後調査で引き続き確認を行っていきます。必要に応じて対応策なども当然検討していくという予定になってございます。

同じく、それに関連した審議会委員からの御意見でございます。38、39という通し番号になったところでございます。

御意見といたしましては、「緑のネットワーク」に関して、日本イコモスは歴史性を踏まえたイメージを言っていると。事業者側とは前提のイメージが違いますよと。また、今ある緑、樹木とこれからの緑、植樹に対する見解も異なっていますという御指摘でございました。

回答といたしましては、緑のネットワークの調査については、東京都環境影響評価技術指針において、「生物の生息（育）空間としてのつながりを持たせるため、事業計画地周辺の公園・緑地などの状況について把握するとともに、緑のネットワークについて明らかにする。」との記載されております。技術指針のほうに。それを受けまして評価書においては、生態系ネットワークの観点から整理するという事としております。そのため、これらに基づいて緑のネットワークの整理を行っておりますので、歴史的な観点での御意見とは齟齬が生じているものと考えております。

一方で、事業者といたしましては、当該地の創建時からの歴史性を踏まえて、遷移によって経年的に形成されていき、階層性のある樹林の再生復元というものに努めてまいります。

○事業者 続きまして、伐採・移植の程度についての指摘について回答いたします。

通し番号40番、2章－10番を御回答いたします。

計画地区内で、既存樹木の53%に及ぶ1,018本が伐採・移植されることが一定程

度というのは虚偽だという御指摘がありました。そこについての御回答です。

神宮外苑広場（建国記念文庫）などの緑地については、全てを改変するわけではなく、北側は保全エリアとして残す計画でございます。そのため、一定程度と記載をさせていただきました。

また、計画地区内で最も緑量が多い緑地（並木の東側）を保全するとともに、文化交流施設棟周辺や中央広場周りにおきまして、神宮外苑広場（建国記念文庫）などから、約112本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）や、再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地について、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続します。将来にわたって、緑地環境の保全を図る計画であるため、植物相及び植物群落の変化の内容及び程度は小さいと予測しており、虚偽ではございません。

続きまして、通し番号43番、2章-13についての回答です。

移植樹木の本数は、合計217本と記載されているものに対し、全体では256本が計画されており、数字に齟齬があるという御指摘があります。それについての回答です。

アセスにおける本事業において、移植樹木は合計217本計画しております。また、神宮外苑地区のプロジェクトサイトにおきましては、絵画館前を含めて256本の移植を計画していることを公表しております。

上記のとおり、対象としているエリアが異なるため、移植樹木の本数に差異が出てきております。

また、絵画館前も含めて風致地区条例を遵守し、風致地区内での移植を行う計画であることから、虚偽ではございません。今後も条例に従いまして計画を進めてまいります。

続いて、通し番号51番、2章-16でございます。

中央広場周辺エリアの移植樹木は密度も極めて高く、明るく開放的な緑地景観とはなり得ないという御指摘がございました。それについての御回答です。

中央広場周辺エリアは、適度な樹木の粗密配置で、明るい林床空間を創出する計画です。新植樹木は、主に神宮外苑にある樹種で構成することとし、ケヤキ、サクラなどに加え、神宮外苑の特徴ある樹種でもあるヒトツバタゴなども取り入れ、明るく開放感があり、季節感なども楽しめる空間とする計画でございます。また、中央広場も含めたエリア全体として明るく開放的な緑地景観を形成する計画としており、虚偽ではございません。

これらの回答に対する委員の先生からの御意見について回答いたします。通し番号43

番です。

移植を行う計画につきまして、事業区域内と事業区域外、どのように移植木を配置するのかが不明確であるという御指摘をいただきました。そこについての御回答です。

今後、神宮外苑広場（建国記念文庫）の仮移植計画につきましては、事後調査計画書の103ページにも記載をしておりますとおり、今年の10月頃に事後調査報告書を作成して御報告してまいりたいと考えております。

また、本移植の計画につきましては、事後調査計画書105ページに記載をしておりますとおり、2033年9月頃に報告をする予定としてございます。

○事業者 続きまして、遷移のプログラムについての御指摘でございます。通し番号49、2章-14番になります。

遷移のプログラムが提示されておらず、科学的「予測」が行われていない、との指摘を受けてございます。

これにつきましては回答といたしまして、生態系保全のための予測などは、植物群落調査で把握した各群落の階層構造、構成種、その他別途実施している植物相、動物相、土壤環境の調査の結果などから行っているものでありまして、さらに審議会の意見を踏まえて、適正かつ科学的な予測評価を行っているものと考えております。以上の理由から虚偽の報告ではございません。

それに関連する審議会委員からの御意見ということで、通し番号の48、49というところになります。

御意見といたしましては、林床環境の保全・復元がどの程度実現されるのかを客観的、定量的に予測する必要があるのではないかと御指摘でございます。

回答といたしましては、定量的な評価を実施するためには指標種などの生息環境に関する別途調査が必要になりますが、本事業では調査計画書において計画して実施した調査をもとに予測評価を実施いたしました。生態系保全のための予測などは、アセスメントの既存事例を参考に、東京都環境影響評価技術指針に基づいて植物群落調査で把握した各群落の階層構造、構成種、その他別途調査している植物相、動物相、土壤環境調査の調査結果などから行っているものでありまして、先ほど申し上げましたようにさらに審議会の意見を踏まえて、適正かつ科学的な予測評価となっているものと考えております。

○事業者 続いて4番、その他に移ります。

まず、秩父宮ラグビー場東側のイチョウ19本についての指摘です。通し番号41番、

2章－11番のところを御覧ください。

いちょう並木の保全是、再開発事業の大前提であり、移植が不可能という判断が下された場合は、伐採は都知事、市民との約束に反することとなるため不可能というところの指摘がございました。そこについての回答です。

青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く4列のいちょう並木については、全てを保全いたします。

一方、秩父宮ラグビー場東側の19本のイチョウにつきましては、評価書案の時点では、伐採することとしておりましたが、既存樹木を極力保全するようにとの審議会等の御意見も受けまして、詳細な検討を行った結果、新野球場の北側への移植を検討することといたしました。評価書337ページに記載をしておりますとおり、秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチョウ19本については、今後詳細な調査を行い、移植の可否を検討するため、移植検討とするとさせていただいており、移植の可否につきましては今後も検討を進めてまいります。

こちらの回答に関する審議会委員の先生からの御意見でございます。

まず一つ目、19本のイチョウの移植について、移植可能の旨の具体の根拠、移植後の予測について、現時点までの情報をもとに早急に明らかにしていただきたいという御意見がございました。そちらについての回答です。

秩父宮ラグビー場東側のイチョウ19本については、野球場棟の基本・実施設計と合わせ移植の可否を検討してまいります。その結果を秩父宮ラグビー場の解体の時期までに事後調査報告書において御報告をする予定です。

今後のスケジュールとしましては、秩父宮ラグビー場を解体する2027年頃までに移植検討を行いまして、樹木医などにより移植が可能と判断された後、移植を実施する計画でございます。

また、再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りなどの移植木については、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行いまして、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続いたします。将来にわたって、緑地環境の保全を図る計画でございます。

今後、神宮外苑広場（建国記念文庫）の仮移植計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、事後調査計画書の103ページに記載のとおり、10月頃に事後調査報告書を作成し、御報告してまいります予定でございます。

続いて、同様の内容についての委員からの御意見です。

イチョウに関して、どこのイチョウがどう扱われるかを総会においては、画像入りでしっかりと示すべきかと思えます。また、その上で秩父宮ラグビー場前の19本について審議会として技術的に可能か否か、可能でない可能性とその場合の懸念についてどうするかを考える必要があるという御意見をいただきました。そこについての回答でございます。

まず、イチョウがどう扱われるかという部分につきましては、資料2-2、別冊のほうの資料の2-2を御覧ください。縦型の資料のところになります。こちらの一番最後のページに、どの部分のイチョウが存置し、どの部分のイチョウが移植検討であるかという部分についてを図示させていただきました。都道沿いの4列のいちょう並木は保全、存置することとしておりまして、港区道沿いの赤枠の部分のイチョウ19本につきましては移植検討しているというところで図示をさせていただいております。

また、当該秩父宮ラグビー場東側のイチョウ19本については今後詳細な調査を行い、移植の可否を検討するため、移植検討とさせていただいておりますが、枝や幹に腐食が見られるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていないかもしれないという懸念はあるものの、今後根の調査を適切に実施をし、樹木医などとも相談の上、移植の可否を検討し、その結果を秩父宮ラグビー場の解体の時期までに事後調査報告書において御報告をさせていただく予定でございます。

○事業者 続きまして新植樹木（アオダモ）についての御指摘を受けてございます。通し番号で言いますと42番、章号で言いますと2章-12番というところでございます。

指摘といたしましては、アオダモを代表的樹木として掲載することがふさわしくないのではないかと御指摘でございます。

それに対しまして回答といたしましては、アオダモはバット材に使用されるなど、野球にゆかりのある樹木であるため、そのような樹木を取り入れることで多様な緑の景観を形成することを目的に記載しているものでございます。なお、本事業の植栽樹種は計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木の保存、移植利用も含めて、周辺の緑の景観との調和を図る計画でございます。具体的な樹種につきましては、今後も引き続き検討してまいります。

これにつきましては審議会委員からの御意見ということで通し番号の42になります。

指摘といたしましては、アオダモの生態学的由来に関する指摘に対して、文化的な根拠を述べているが、生態学的な妥当性を回答することが必要なのではないかと御意見をいただいております。

回答といたしましては、全ての植栽が生態学的観点で選定しているわけではございません。生態学的な妥当性ではなく、野球へのゆかりといった多様な緑の景観に配慮することを考慮いたしました。

なお、生態系に関する予測箇所に当該種を記載しているため、誤解を生じさせたものというふうに考えております。今後、事後調査報告書では生態学的観点から選定した種とそうでない種が分かるよう、適切に記載をしていこうと思っております。

続きまして、審議会の委員からの御意見ということで、もう一つ受けてございます。

通し番号、41、42、48というところでございます。

非常に重要な検討だと思つと。検討結果については、事後報告ではなく、決定前の検討内容についても審議会で御報告いただけないのでしょうかというような御意見でございました。

回答といたしましては、御指摘の検討結果、この19本を移植検討し、その結果を秩父宮ラグビー場を解体する2027年頃までに事後調査報告書において報告する。そして、アオダモを植栽樹木として取り入れること。中央広場をケヤキ、サクラ、モミジ類、カシなどの常緑落葉混交の多様な樹種構成とすること。これらの検討結果につきましては、評価書のほうにも記載してございます。これにつきましては、12月及び1月の審議会においても提示させていただきました。

○事業者 樹木の保全計画についての指摘でございます。通し番号46、2章-14となります。

神宮外苑広場（建国記念文庫）の保存可能な樹木本数は10本に満たない状況であるという御指摘がございました。そちらについての回答です。

毎木調査において、活力度などの調査を行った上で、58本を保存可能と判断しております。今後、定期的なモニタリング及び順応的管理を行いながら、保全エリアとして残すことは可能であると考えてございます。

○事業者 続きまして、通し番号の48、2章-14番でございます。御指摘といたしましては、神宮外苑広場（建国記念文庫）が明るい雑木林とは異なり、暗い保存林となるとの指摘でございます。

それにつきまして回答といたしましては、これも評価書のほうに記載させていただきましたが、常緑と落葉が成立する階層構造を持った現況の群落調査の結果と同様の樹林帯とする計画でございます。

またもう一つの指摘でございますけれども、中央広場が様々なエリアの樹木の寄せ集めの森となるため、林床の保全が必要であるという指摘を受けてございます。これにつきましては、植栽樹木としては、常緑落葉混合の多様な樹種構成による豊かな緑に包まれた緑地景観を形成する計画となっております。神宮外苑広場（建国記念文庫）に代表されるような樹林環境の形成は可能だというふうに考えております。生態系の指標種としている鳥類、昆虫類の生息は十分期待できるというふうに考えております。

また、中央広場の樹林は人の利用を制限する必要があるのではないかというような指摘もを受けてございます。これにつきましては具体的な利用方法について、今後検討を進めてまいります。

○事業者 これにつきまして、委員の先生からの御意見でございます。通し番号45、4655番でございます。

一部のみ樹木を残した神宮外苑広場北側の保全エリアで「再生・復元」することは不可能であり、質としての劣化を予測する必要があります。質を高める措置はどのように考えており、どの程度の効果を予測されているのかという御意見でございます。また、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りにおいて、これまでの生態系が「復元」されるとする客観的根拠を示す必要があるとの御意見をいただきました。そちらに対する回答でございます。

改変する神宮外苑広場（建国広場）の樹林地につきましては、ラグビー場棟の建設によって樹林面積が縮小するため質の劣化は免れませんが、現況と同様に階層構造を有する樹林を保全するとともに、改変によって開けた部分には林縁植物を移植し、林内の湿潤環境を保全して生態系を維持する計画としており、影響は限定的であると考えております。

また、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたっての緑地環境の保全を図る計画でございます。

ラグビー場の詳細な形状につきましては、今後、新ラグビー場設計者に対し、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全などに留意したデザインなどを引き続き検討するよう要請をしております。また、可能な限り日影の影響に配慮した設計となるようにも努めます。検討の結果は、変更届において御報告をさせていただきます。

また、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りにつきましては、カシ、ケヤキなどに加え、神宮外苑の特徴ある樹種でもありますヒトツバタゴなどの樹種も取り入れることにより、明るく開放感があり、季節感なども楽しめる人との自然が共生できるエリアと、まとまった樹林によって形成される生態系の創出エリアで構成された「みどり」の風景を創出する

計画でございます。また、樹木の生育過程におきましては、剪定などの人為的な手入れは、倒木、枝折れなど被害が発生する恐れがある場合や人の通行などに支障がある場合など必要最低限とし、自然な樹形や状態を維持するよう育成を進めることで、将来は高木などの成長により一体的な緑空間を形成する計画でございます。神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画であり、整備計画、本移植計画につきましては、2033年9月頃に、また整備状況については2036年の12月頃に事後調査報告書を提出をして、御報告をする予定でございます。

○事業者 続きまして、もう一つ審議会委員からの御意見ということでいただいております。通し番号の46になります。

御指摘いただいた意見といたしましては、回答に活力度調査の結果について示している部分、例えば資料編何ページなどを記載してほしいということでございます。加えてイコモスの調査と事業所の調査において判断が分かれているが、活力度自体の結果が違ったのか、判断基準が違ったのかについて、分かりましたら御教示くださいという御指摘を受けております。それについての回答でございます。

まず神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の活力度調査結果につきましては、資料編426ページから430ページに記載しております。

神宮外苑広場（建国記念文庫）の保存樹木58本のうち38本が科学技術庁資源調査会の基準で「活力度A（正常なもの）」、または「B（普通、正常に近い）」というものになってございます。残り20本のうち19本につきましては「C（悪化のかなり進んだもの）」で、1本が「Dの（顕著に悪化が進んでいるもの）」ということでありますけれども、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続することで、保存エリアとして残すことが可能であるというふうに考えております。

「現地調査を行った結果、保存可能な樹木数が10本に満たない」と記載されておりますので、保存可能か否かの判断基準に相違があるというふうに考えておりますが、活力度調査を行った上で、58本保存可能というふうに判断してございます。

○事業者 続いて、通し番号50番、2章－15の御指摘についてです。

円周道路沿道部に絵画館前の歴史的樹木が移植されるのは、樹木の威厳が損なわれるとの御指摘でございます。こちらについての回答でございます。

円周道路沿道部には絵画館前からヒマラヤスギなどの移植を計画しておりますが、風致

地区条例を遵守し、風致地区内での移植を行う計画でありますので、都市の風致を維持していく計画でございます。

またこれに対する審議会委員先生からの御意見です。

通し番号50番、「都市の風致を維持する」と述べていますが、樹木を移植した上で、どのように群落を形成し、風致を維持するのか、その実現方法を客観的に示す必要があるのではないかという御意見をいただきました。そちらについての回答です。

「都市の風致」は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観とされております。神宮外苑におきましては、多様な樹種で構成された階層構造を有する樹林地が既に形成されており、神宮外苑広場（建国記念文庫）や移植先である文化交流施設棟周辺及び中央広場周りも含めて、このような階層構造を有する樹林地を創出し、風致を維持する計画となっております。

また、風致地区条例に基づく当該エリアの機能を維持するために、移植樹木の活力度調査結果を踏まえた順応的管理に基づき適切に管理をするとともに、その状況も含め、事後調査報告書や変更届を提出して、御報告をする予定です。

また、移植計画の深度化に伴いまして、移植時期、方法、現況の土壌環境の状況を踏まえた植栽基盤確保の考え方や、仮移植期間における養生計画及び養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画などにつきましては、今後、事後調査報告書などにおいて報告をしていく予定です。

では続いて3章に移ります。「いちよう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告に関する回答の要請という御指摘、要請がございました。

ページを移ります。通し番号52、章3-1でございます。

イチョウの活力度が間違っているという指摘につきましては、樹木の活力度調査は2018年の12月～2019年1月及び2019年4月、5月に実施をしております。樹木医資格を保有した調査員による調査を実施しており、調査結果には間違いはないと考えております。

また、樹木医や専門家などの立会いのもと、1月に実施をしました根系調査について非公開であるとの指摘につきましては、調査結果については事後調査報告書として、今年の6月に提出することとしております。また、事業者のプロジェクトサイトにおいては、調査の目的や期間、方法などについて公表をしております。

4列のいちよう並木の保全につきましては、評価書369ページ～70ページにも記載

のあるとおりでございますが、まず、既存建物よりもセットバックをして、計画建築物を配置することで、いちよう並木から離隔を取ること。また、実施をしました、樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行いまして、その結果に応じて、設計者・施工者などと施設計画を調整すること。また、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度調査などモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続し、保育管理を実施します。これらを実施することで、将来にわたり4列のいちよう並木を健全に育成するなどの環境保全のための措置を実施し、保全を図ってまいります。これらの措置につきましては、事後調査報告書におきまして報告をさせていただきます。審議会資料などでもお示しをさせていただきましたが、本事業によりイチョウの健全性が損なわれないよう十分配慮していく計画にしております。

なお、「イチョウの保全に際しての事例を収集するように」との審議会からも御意見、御助言いただいております。他地区（大阪御堂筋や東京駅の丸の内）の事例を掲載させていただきます。

続きまして、4章に移ります。

環境影響評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告に関する回答の要請ということで指摘、要請がございました。

次のページに移っていただきます。通し番号53番、御指摘としては、4章-1番になります。

生物多様性に富んだ豊かな生態系が損なわれると御指摘をいただいております。これにつきまして、本事業においては、現存の樹木の保存、移植を図るとともに、新たな樹木の植栽を行ってまいります。これにより、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や新宿御苑、青山霊園などの緑及び生態系のネットワークを維持する計画でございます。

神宮外苑広場（建国記念文庫）などの緑地が一部改変することになりますが、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りにおきまして、神宮外苑広場（建国記念文庫）などから、約112本の樹木を移植し、新たな新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元するとともに、次の100年に受け継ぐ緑地環境を整備していく計画です。

緑被率の増加がわずかという御指摘もございます。こちらにつきましては、存置・移植された既存樹木及び新規に創出した緑地を適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと予測をしております。

こちらの回答に対する審議会の委員の先生からの御意見です。通し番号53番、「生態系ネットワークの維持」とあるが、なぜ「維持」と言えるのかが問われている。なぜネットワークが「維持」されるのか、客観的な情報をもとに説明する必要があります、との御意見をいただきました。それに対する回答です。

一部の樹木は伐採することで、生態系ネットワークへの影響が懸念されます。本事業では、文化交流施設棟周辺及び中央広場の周りにおいて、新植や移植木などによりまとまった樹木を復元するとともに、高さのある樹木とこれより低い樹木によって構成された比較的密な林床を有する林相構造を復元することで、群落の量と質を維持していく計画となっております。これにより動物も含めた計画地内の生息環境は維持されるとともに、計画地周辺も含めた生息環境は残存すると予測をしております。

今後の事後調査において、既存樹木の状況や移植樹木の活力度調査を実施し、樹木の状況を確認、その状況を工事の施行中の毎年、報告する予定でございます。

また、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの整備状況や、順応的管理による維持管理の状況について、事後調査報告書を2036年12月頃に提出して報告をする予定です。

生態系保全のための予測などは、既存のアセスメントの事例を参考に生態系の予測を行っているものであり、審議会の意見も踏まえ、適正かつ科学的な予測評価となっているものと考えております。

また続いてもう一つ、審議会の委員の先生からの御意見がございました。通し番号同じく53番です。

イチョウの活力度の調査結果については、イコモスの調査は2022年に実施され、事業者の調査は2020年までに実施されている。事業者の調査方法に基づく場合の現状の活力度について調査をする考えがあるかないかという御意見をいただきました。

回答でございます。

指摘のある一部のイチョウが他のイチョウと比較して、落葉が早い状態であることにつきましては、明治神宮の日常管理の際に認識をしております。専門家などの見解も踏まえ、施肥や土壌改良措置などの対応を実施しているところでございます。また、これらのイチョウにつきましては、2022年、昨年春には、先端から新芽が出て葉が生育していることを確認しております。今年につきましても先月より新芽が出ていることも確認しております。

イチョウの活力度調査につきましては、今年については6月頃より調査を行う予定であ

ります。事後調査報告書において、この調査結果についても報告をする予定でございます。また、来年以降につきましても、工事の完了まで毎年6月頃を目途に調査を実施し、事後調査報告書を毎年提出をして報告をしていく予定でございます。

○事業者 続きまして、(2)の樹林地の保全：科学的群落調査の欠落、事業者の環境影響評価書の結論に関する御指摘を受けてございます。

指摘の内容につきましては、将来の植生遷移の道筋を描くダイアグラムが作成されていないなど、まとまりのある植生環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すことが不可能になっていると。現存植生図を踏まえて将来の遷移を予測する方法論は、明治神宮内苑でも既に行われており、外苑においても科学的群落調査を実施すべきであるという御指摘を受けております。それに対する回答でございます。

1 ページめくっていただければと思います。通し番号の54番、4章-2番になります。

今申し上げました御指摘については、今回の場合、連続ではなく、まとまった樹林帯が点在しているということから、審議会での助言を受けて、群落調査により個別群落の組成を調査して、それぞれの生態系区分に基づいて予測を行うことといたしました。植生を把握する上では十分な調査であるというふうに考えております。生態系保全のための予測などについても、前回審議会での説明のとおり、植物群落調査で把握した各群落の階層構造、構成種、その他別途実施している各調査、植物相、動物相、土壤環境などの調査の結果から行っているものであり、審議会の意見を踏まえて、適正な予測評価となっているものというふうに考えております。

○事業者 続きまして3番、秩父宮ラグビー場の建設による「建国記念文庫の森」の破壊という御指摘でございます。

大きく御指摘は五つございました。次のページを御覧ください。

通し番号55、4章-3番目になります。

まず一つ目の指摘です。神宮外苑広場となるエリアということで、神宮外苑広場（建国記念文庫）北側の既存樹木の維持、持続的維持が困難であるという指摘をいただいております。これにつきましては、先ほども御回答が一部ありましたが、毎木調査において活力度などの調査を行った上で、58本を保存可能と判断しており、2章（通し番号31番）に記載のとおり、保全エリアとして残すことは可能であると考えております。

また、ラグビー場の詳細な形状については、既存樹木の保全などに留意したデザインとなるよう引き続き検討するよう設計・施工の両面で工夫を行い、既存樹木を保全する計画

でございます。

工事の施行に当たっては、保存樹木を傷つけないよう、保存樹木近くに重機を通さないよう工事ヤードを設定するとともに、重機作業者に対して十分な離隔を確保するよう努めてまいります。また、既存移植樹木の根周りが歩行者などにより踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めてまいります。保存する既存樹木及び創出した緑地につきましては適正な管理育成を行い、豊かな樹林の形成に努めてまいります。神宮外苑広場（建国記念文庫）北側エリアについては、基本的には既存樹木を保全するエリアとして計画をしております。利用方法については樹木の保全の観点も含め計画をしていく予定です。

二つ目の指摘です。継承されてきた常落混交林が真っ二つに分断されるエリア。

神宮外苑広場（建国記念文庫）の緑地が壊滅するとの指摘につきましては、破壊するわけではなく、2章（通し番号31）に記載のとおり、北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りに移植し、復元する計画です。なお、移植先には、神宮外苑広場（建国記念文庫）から112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元いたします。

神宮外苑広場北側エリアにつきましては、基本的には既存樹木を含め保全するエリアとして計画をしております。先ほどもありました利用方法については樹木の保全の観点も含めて計画をしております。

また、重ねてになりますが、こちらのエリアの既存樹木について、毎木調査において活力度などの調査を行った上で保存可能と判断をしており、保全エリアとして残すことは可能と考えております。

続いて③番、継承されてきた常緑混交林が完全に破壊されるエリア。

神宮外苑広場（建国記念文庫）の緑地が破壊されるとの指摘につきましては、破壊するわけではなく、2章（通し番号31番）に記載のとおり、北側は保全するエリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場回りに移植し復元する計画です。

先ほどからの御説明と重複をしておりますけれども、当該エリアには約112本の樹木を移植し、さらなる新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元いたします。文化交流施設棟の北側については現状まとまった樹林で、高木、中木、低木による階層構造を有しており、移植によりさらに緑の厚みを増すことにより、改変後の早期の段階から貴重な生態系を有すると考えております。文化交流施設棟の

南側については神宮外苑広場（建国記念文庫）などから移植したシイノキなどの樹木を中心に植栽し、様々な樹高の移植木を植栽し階層構造を有することで、豊かな生態系を形成する計画としております。

4番目の御指摘です。ヒトツバタゴの森の消滅。

ヒトツバタゴの森が消滅するとの指摘について、神宮外苑広場（建国記念文庫）のヒトツバタゴは極力移植を行うことで保存する計画となっており、消滅することはございません。

続いて5番目、資料のページ番号が間違えておりました大変失礼いたしました。④が⑤になります。訂正させていただきます。国立競技場と秩父宮ラグビー場の間の樹林地のさらなる劣化。

国立競技場と秩父宮ラグビー場間の樹林地が劣化するとの指摘について、神宮外苑広場（建国記念文庫）などの緑地については破壊をするわけではなく、先ほどからある2章（通し番号31）に記載のとおり、北側は保全をするエリアとして残した上で、文化交流施設棟など周りに移植をし、復元をする計画でございます。また、移植先には、神宮外苑広場（建国記念文庫）などから112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元をいたします。

○事業者 続きまして、（4）不適切な調査及び「科学的な方法論」の欠落に伴う持続不可能な森の形成ということに関する御指摘をいただいております。

大きくは五つの場所についての御指摘でございます。一つ目は円周道路沿道、二つ目がいちよう並木に隣接する文化交流施設周辺の樹林地、三つ目が文化交流施設から中央広場の樹林地、四つ目が中央広場周辺の樹林帯、五つ目が秩父宮いちよう並木ということでございます。

これらについての御指摘の要旨としましては、群落構成が森林生態学の基本を踏まえていないため、「混乱林」となっており、持続可能な樹林地とはなり得ないという御指摘。

二つ目として、広場としての利用を考えると、神宮外苑広場のような常落混交林とし、林内に入ることを制限しなければならない樹林地は適切とは言いがたいという御指摘。三つ目として、近代都市美の結晶であるいちよう並木については、その構造的美を歪めて再開発に利用することは厳に慎むべきであるという。御指摘でございます。

次のページに回答を記載しております。通し番号56番、章番号4-4でございます。

まず、a.円周道路沿道部に絵画館前の歴史的樹木が移植されるのは樹木の尊厳が損な

われる、との御指摘について、円周道路沿道部には絵画館前からヒマラヤスギ等の移植を計画しておりますが、風致地区条例を遵守し、風致地区内での移動を行う計画ということから、都市の風致を維持する計画となっております。

b. いちよう並木に隣接する文化交流施設周辺の樹林地。

4列のいちよう並木から文化交流施設への動線計画及び移植計画がいちよう並木に負荷をかけるとの御指摘につきまして、西側の移植樹木の配置等については、施設計画と併せて詳細を決定してまいります。なお示している施設計画案は、計画段階のものでございまして、動線を含め今後、いちよう並木保全と併せて詳細を決定するというふうに考えております。

また、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度調査など、モニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続し、保育管理を実施することで、将来にわたり4列のいちよう並木を健全に育成する計画としております。

c. 文化交流施設から中央広場側の樹林地。

文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地が持続可能でないという御指摘につきましては、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りに神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、新たに新植樹木を配置することで神宮外苑広場の樹林及び生態系を復元する計画としております。植栽樹木としては、常緑落葉混合の多様な樹種構成による豊かな緑に包まれた緑地景観を形成する計画となっているため、神宮外苑広場に代表される樹林環境の形成は可能というふうに考えております。

d. 中央広場周辺の樹林帯。

中央広場周辺の樹林は保護のために植栽地が必要と指摘について、評価書348ページに記載のとおり、中央広場周辺の高木を中心とした比較的明るい林床と芝地により、人と自然との触れ合える空間を形成する計画であり、348ページに記載の成長断面ダイアグラムは適切に表現されているものというふうに考えております。

中央広場周辺が暗い樹木となるとの指摘につきましては、中央広場周辺エリアは適度な樹木の粗密配置で明るい印象を創出するという計画です。新植樹木は主に神宮外苑にある樹種で構成することとし、ケヤキやサクラ、アオダモ、モミジ類、カシなどに加え、神宮外苑の特色ある樹種でもあるヒトツバタゴなども取り入れ、明るく開放感があり、季節感なども楽しめる空間とする計画としております。また、中央広場も含めたエリア全体として、明るく開放的な緑地景観を形成する設計計画です。

e. 秩父宮いちょう並木。

既存港区道のイチョウが将来の直線にならないとの御指摘につきまして、既存港区道のイチョウは野球場北側への移植を検討しておりますが、移植の可否、配置等については、行政とも協議を行いながら、今後も検討を進めてまいります。

○事業者 続きまして通し番号54、56。こちらについて、審議会の委員の先生から御意見をいただいております。

将来の植生遷移の道筋を描くダイアグラムが求められていますが、8.6-12のほか、どのようなダイアグラムが必要か、両者のイメージをすり合わせる必要があるのではないかと御意見をいただきました。

御回答として、今後の事業進捗に応じて植生遷移を含めた、より具体的な植栽管理計画について検討してまいります。本移植の計画につきましては、事後調査報告書を2033年9月頃に提出をして、報告をさせていただく予定でございます。

続いて5番目のいちょう並木の保全とネットワークに関する御指摘です。主に三つの御指摘がございました。一つ目、生態系のネットワークについて。二つ目、4列のいちょう並木の永続的な保存。三つ目、日本イコモス国内委員会の提言ということでございます。

こちらの御指摘につきましては、先ほど来出ている御指摘と一部重複する部分もございますが、回答させていただきます。

通し番号57、4章-5番になります。

生態系のネットワーク、一つ目です。生態系のネットワークが破壊されるとの指摘については、本事業においては、現存の樹木の保存、移植を図るとともに、新たな樹木の植栽を行います。また、現状第二球場付近で途切れている緑についても緑道を整備して、ネットワークを創出する計画でございます。これにより、2章（通し番号38番、39番）に記載のとおり、南北方向である新宿御苑から神宮外苑、青山霊園の緑及び生態系のネットワークを維持するとともに、東西方向については、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りにおいて、建国記念文庫などから約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することにより、神宮外苑広場（御観兵榎）や赤坂御用地などの緑及び生態系のネットワークを維持していく計画でございます。

二つ目、4列のいちょう並木の永続的な保存。

日照・風環境・根系・個別のイチョウの特性などについて総合的調査が必要であるという御指摘がありました。記載の項目につきましては、総合的な調査を既に実施、もしくは

これから実施を予定しております。

なお、地下水につきましては、4列のいちよう並木付近では、評価書268ページに記載のとおり、浅い層（第一帯水層）の地下水位はT.P.28.8メートルから26.85メートル。深さでいきますと、約3.67メートルから5.62メートル程度で推移をしているものに対し、計画建物の工事において杭工事を除き掘り返す深さについては、4列のいちよう並木沿いについては2メートル程度に抑えられることから、地下構造物の存在によって、いちよう並木への地下水流が著しく阻害される可能性については小さいものと考えております。

まず日照について説明いたします。日影につきましては、安全性も考慮した上で、防球ネットの透過性などに配慮する計画でございます。

また、二つ目、風環境につきましては、4列のいちよう並木周辺において現況及び建設後、ともに領域AまたはBであることを風洞実験により確認をしており、著しい変化はないと予測をしております。

根系についてです。4列のいちよう並木沿いの施設は、既存建築物よりもセットバックをして計画建物を配置することで、いちよう並木から離隔を取ること、また、樹木医の判断を仰ぎながら根系の調査を行いまして、その結果に応じて設計者、施工者などと調整することなどの環境保全のための措置を実施していく予定です。これによりイチョウの保全を図ってまいります。これらの措置につきましては、事後調査において確認をしてまいりますので、また、樹木の根周りについても、歩行者などにより踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定するなど、保全する4列のいちよう並木の生育に特に配慮をしております。

また、個別のイチョウの特性という箇所について。工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度の調査などモニタリングを実施し、個別のイチョウの状況に応じた環境保全のための措置を継続し、保育管理を実施することで、将来にわたり、4列のいちよう並木を健全に育成する計画でございます。

3点目、日本イコモス国内委員会からの提言。地下構造物の構築と、樹木保全に関する影響の指摘につきましては、前述の先ほどの②の記載のとおりでございます。

繰り返しになりますが、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度調査などモニタリングを実施し、イチョウの状態を確認していく計画です。

根系調査が非公開であり、証拠能力を有さないという指摘につきましては、神宮外苑地

区のプロジェクトサイトにおきまして、4列のいちよう並木の西側1列について、根の位置や生育の状況を確認することを目的として、調査の目的や期間、方法などを公表した上で、今年の1月に実施をいたしました。

また、根系調査は、樹木医制度の創設に携わり、数多くの土壌調査や根系調査の実績のある専門家や、経験豊富な樹木医などと協議の上で調査を実施いたしました。

先ほどもございましたが、調査結果につきましては、事後調査報告書として取りまとめ、東京都へ提出した後に公表をさせていただく予定でございます。なお、こちらの調査結果につきましては事後調査報告書として23年6月に報告することとしております。

○事業者 続きまして、5番、事業者が提示している「緑の割合」とオープンスペースの割合について、御指摘についてでございます。

通し番号58番、章番号5-1、草野球エリアも追加すると緑の割合が変化すると御指摘について、絵画館前は環境影響評価の対象範囲外ですが、現況の緑地における絵画館前の軟式野球場の緑については2018年の航空写真を参照し、野球場の内野エリア等が土系の舗装等であることを確認をしております。日本イコモス国内委員会による算定におきましては、土系舗装等の緑で被覆されていない部分も含んでいるため、現況の緑の割合に違いが生じておりますが、土系舗装等を含まない算定が正しいものというふうに考えております。

また、屋上緑化は区別すべきという御指摘につきましては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」におきましても、整備された屋上緑化は緑化面積に含まれるということのため、緑の割合に含めるということとしておりまして誤りはございません。また、屋上緑化については植物の生育に必要な植栽基盤を整備の上、植栽を設けるとともに、竣工後においても緑地の適切な維持管理を行ってまいります。

○事業者 続きまして、オープンスペースの割合について回答いたします。オープンスペースの割合について、災害時の防災性の観点から、絵画館前の軟式野球場や秩父宮ラグビー場前の部分を計上するという御指摘をいただいております。

当地区について、地域の防災性の向上というのは本計画上重要な目的の一つとなっております。そのような観点から大規模救出活動拠点同等の規模の広場や、災害時臨時着陸場候補地としての広場などを整備する計画となっております。本地区は広域避難場所に指定されてございますが、こうした整備により避難有効面積というものは増加するという計画でございます。また併せて整備される施設においても帰宅困難者対策として、一時滞

在施設や防災備蓄を確保する計画とさせていただいてございます。

しかしながら、オープンスペースの割合については、日常一般に公開されているオープンスペースに関する記載となっておりまして、災害時の避難場所としての範囲に言及しているものではございません。日常と災害時では空間の使われ方に違う部分があるかと考えてございます。

オープンスペースの割合に関しては、ウェブサイト上に、「計画地における広く一般に公開されている公開空地等の広場、緑地、歩行者、通路及びこれと一体的な空間を形成しているもの等」と定義を記載させていただいてございます。基本的には日常一般に公開されている部分を指すというふうな認識でございます。

御指摘のあった絵画館前の軟式野球場については、日常、スポーツ施設として利用がされている部分でございまして、日常、一般に人々が自由に入ることができる場所ではないため、オープンスペースとして計上してございません。

また、御指摘の秩父宮ラグビー場前の部分についても、駐車場として利用されている部分というところになってございますので、こちらもオープンスペースには該当しないということになってございます。

○事業者 事業者側からの御説明につきましては以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。日本イコモス国内委員会からの指摘事項並びに本審議会委員からの指摘につきまして、御説明いただきました。大体1時間15分程度、御説明いただきましたので、これから質疑応答に入りたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。特に審議会の委員として指摘された項目について回答があったわけですが、その点について、特にまた御質問があればお願いしたいと思います。

横田委員、保高委員、水本委員などから指摘があったと思いますけど。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

それでは、まず横田委員からどうぞ。

○横田委員 御説明をいただきましてありがとうございます。

前回は緑地の分布に関する基本情報としての現存植生図の精度ですとか、調査方法に関する議論があったかと思いますが、まずその点についてお伺いしたいと思います。

309ページの緑地の分布状況に関して、これに対して現存植生図と同じ情報を求めるのは厳しいのではないかというような話は前回もさせていただいたとおりですが、

今回また新たにイコモスさんが現存植生図を作成されて、公表されているかと思います。そちらの情報をどのように確認されているかという点と、予測評価においてどのような違いが生じてくる可能性があるのかというお考えについて、まずお伺いしたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。日本イコモス様から再度出されている植生図につきましては拝見をさせていただきました。

今回、我々神宮外苑再開発の事業者として提出をしております環境影響評価書の中に記載をしております、まず緑地の分布状況図、また、それにプラスして群落調査の結果、また毎木調査の結果を踏まえて、今回樹木に関する予測評価を実施してまいりましたので、我々の提出をいたしましたこの評価書において予測評価が、今出された日本イコモス様の植生図が出たからといって変わるものではないというように認識をしております。

○横田委員 どのような点において変わらないと特にお考えになれるかというところはいかがでしょうか。

○事業者 御指摘ありがとうございます。今回、日本イコモス様のほうから御提示のあった部分につきまして、こちらの事業者側でやった緑の分布状況との違いというのは、確かにございました。特に我々のほうで整理したものについては、群落の分類について、落葉広葉という形でまとめさせていただいておりますが、優占種としてケヤキですとか、そういったものがあるということは認識しておりましたが、全体としては植栽されたものということで、区分としては植栽樹群として整理をさせていただいております。

その中で、一帯となる群落の対象として植物群落調査のほうを実施させていただいております。その中で、イコモス様のほうで分類されている区分があるということは、毎木調査の結果ですとか、そういった配置のところで十分把握はしている状況の中で、代表的な場所での群落構造を把握し、その群落構造をもって生態系の予測評価のほうを行っておりますので、そういった部分において予測評価を適切に行っているというふうに考えております。

○横田委員 元のデータは同じものを見ているけれども、解析といいますか、分析された結果が表現として異なるというような理解で正しいですか。

建国記念文庫の残り方に関する御回答も多くいただきましたけれども、例えば、ラグビー場の構造などによって、この周りの空間がかなり変わってくると思うのですが、こちらのラグビー場による建国記念文庫への影響の事後調査という形で、建国記念文庫の保全エリアに対してどのようなモニタリングなり、特に保全エリアとしての保全措置を蓄

積される計画かという点に関して、事後調査計画書などにあれば教えていただきたいなと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。事後調査計画書の中では、最後のほうにスケジュールを載せておりますけれども、その中でラグビー場竣工後、建国記念文庫のところにつきましては、樹勢調査を数年にわたり行う予定でございます。その行った調査結果につきましては都度、その年々で報告していくということになります。

○横田委員 植物相及び植物群落の変化の程度という観点ではいかがなものでしょうか。樹木の樹勢という観点ではなく、先ほどおっしゃられた植生の状況という観点ではいかがでしょうか。

○事業者 植物群落という観点では、全体竣工した後、最後の年から1年たってですから、2036年に再度群落調査を行って、確認していくということになります。こちらにつきましても審議会のほうで報告するという形になります。

○横田委員 そこ、今までの一連のお話の中で、元の見ているデータは同じなんだけれども、最初と最後しか見ないということだと、途中でどのように設計に対して最もアップデートされた植生の状況が、検討に反映できるかというところに非常に心配があります。

図化の仕方というのは後ほど改善していくことはできると思うのですが、生データそのもののアップデートというのは非常に重要に思うのですが、その点に関して、解体から既に影響というのは出てくるかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○事業者 事後調査計画書の中では記載し切れなかった部分ではございますが、3月末から解体工事に着手をしておりますけれども、着手する前から、やはり今回のアセスの着工届を公示されまして、その後ですね、今の現状の樹木を把握するという意味で、今、全数調査を実施しております。ですので、こちらの全数調査の結果と今後、作っていくものに対する比較というものをしていこうと考えております。

○横田委員 その辺りのデータも、ぜひ事後調査としてきちんと位置づけていただいて、ホームページなりに、事後調査の報告として上げていただくようお願いしたいなというふうに思います。

○事業者 はい。かしこまりました。

○横田委員 あと、中央広場の周辺の話も幾つもありました。その中央広場に関して、断面を書かれて目標とされる環境を示されているわけですが、これが明るく、いい樹林

としては残らないのではないかと、過密ではないかと、いろいろ御意見があったかと思えます。

この断面に関しては、1 断面ですので、これが連続するというようなことが大事だと思うのですが、どれだけ、この移植元の樹木の状態であるとか、あるいはまとまって植栽することを想定された断面配置なり、断面形状なり、植栽配置になっているのかということ、もう一度伺いできますか。例えば過密ではないかという問題に対して、どの程度、過密ということを検討されていたかというようなことですか、樹種の構成が陰樹によるのではないかというようなことを、どの程度、その移植元の樹木と照らし合わせながら検討されているかというような点です。

○事業者 御指摘ありがとうございます。今こちらで示させていただいている断面、確かに1 断面、概念的な部分を含んでいるかと思えます。基本的な考え方としては、円周道路周辺、そういったところは、より今の既存樹木に加えて植樹も入った階層構造として、豊かな階層構造を持った樹林ということ当初より考えておりました、文化交流施設の南側、野球場との間の部分につきましては、移植樹木、これについては常落混合の中で、ある程度密度を持った階層構造。ただし、視線とかはある程度抜ける、安全性等には配慮しながら階層構造を作っていくと。そこには、人との関わりについては御指摘もあったと思えますけれども、どれほど人が入り込める空間にするかということについては、施設計画等も踏まえながら適切に検討していきたい。例えば浮床とかにするなど、植物に対する影響を最低限抑えながらも、人と自然との関係を作っていくということを考えている。

また中央広場の周辺につきましては、落葉常緑混合ですけれども、文化交流施設の南側よりかは密度は多少広げながら、足元にも光が差し込むということを意図しております。加えて常緑と落葉の比率についても、やや落葉側に振るというようなことを考えているということ。中央広場側から入ってくる芝地も日照環境等を配慮しながら、足元については、やはり根系に対する影響を抑えるように草本類等で人が入り込めないような環境をつくるというようなことで考えていくということで、それぞれのゾーンごとに一体性を持ちながらも緩やかに人と自然との関係性を変えていくというようなことを意図して、計画をしております。しかしながら、今後の施設計画等々も踏まえまして、この委員の先生方の御意見等も踏まえて、今後さらに深度化していくということを検討できればというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○横田委員 ありがとうございます。空間として足りるのかというような心配もあります。環境が、そもそも移植するために土壌がきちんと形成できるのかというような観点ですとか、文化交流施設等の周辺に、際にまで植えるということがそもそも適切なのかとか、空間的な制約がある中で目指す明るい樹林を作ろうとすると、陰樹は強剪定された細い樹木になってしまいがちだし、その後の遷移に関しても、ケヤキ等の大木化するものでとどめるしかなくなってきてしまう。制約が大きくなってしまいうというふうに思うのですね。

そういった、もう少し時系列的な考え方でここをきちんとデザインしていくためには、やはり事後調査計画書の中にこの部分の詳細なモニタリングをシンボルエリアとしてきちんと位置づけていただくことによって、それが代償措置の経緯として御説明できるようになるのではないかとこのように思うのですけれども、それに関してはいかがでしょう。

○事業者 御意見いただきましたとおり、事後調査計画書の中で追記をしていながら、この、まさに言っていたみたい、今回我々緑を考える上でも非常に大切な場所であると考えておりますので、追記する方向で調整をさせていただきたいと考えております。

○横田委員 ありがとうございます。まず、その中に特に移植の活着の検証ですね。これをやはりきちんと位置づけていただくことが大事なかなと思います。必ずしも全てがうまくいくわけではありませぬし、元の形状と違う形で残る形になったというようなものも多分出てくると思うのですけれども。それも含めて活着度合いであるとか、その後の活力でありなんなり、樹木の健全度をきちんと位置づけたモニタリングサイトにしていきたいなというふうに思いました。御検討をお願いいたします。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○横田委員 先ほど土壌と申し上げたので、少し気になっていることを申し上げますと、やはりラグビー場の周辺などに新植の樹木も入ってくると思うのですよね。それはネットワークの軸として、ラグビー場周辺がネットワークの軸として新たに位置づけられるような植樹になっていくのかというような問題でもあると思います。

この周辺だけではないと思いますけれども、移植樹木や保存樹木が混在していくと思うのですけれども、この植栽基盤としての形成に関して少し不明瞭な点があるなと思っていて、これはひとえに構造が定まらないことにもよるのかもしれない。植栽基盤として移植木周辺の植栽基盤をどのように改善されるのかとか、あるいは新植されるラグビー場周辺の樹木などは、どのような基盤の範囲を持っているのか。そのような情報が、樹木として見ますと樹間の円が書いてあるだけです。何とも読み取ることができないです。

よね。そういった計画の熟度の部分も、もう少し様々な手段で高めていただきたいというふうに思うのですけれども。現時点でのラグビー場に関する検討状況も含めて、少しお考えをいただければと思うのですけれども。いかがでしょうか。

○事業者 御指摘ありがとうございます。移植木の植栽基盤の考え方に関しては、評価書の347ページに記載させていただいておりますけれども、やはり豊かな植栽環境が担保されての移植木の健全性が非常に重要だということを踏まえまして、移植木がある程度まとまったエリアに関しましては、植栽基盤が壺状に存在するのではなく、一定程度面的に連続した形で広がった植栽基盤の中に移植木を植えていくということが肝要ではないかということに記載させていただいているというところでございます。

○横田委員 もちろん建国記念文庫周辺は、そのような空間が取りやすいかもしれません。ただ、ラグビー場側はどうかというと、緑道というふうに位置づけられていますけれども、緑道ほどの樹間が取れないのではないかというような懸念があって、そうすると植栽基盤が非常に細くなってしまって、緑道よりは小さな列植になってしまう可能性もあると思うのですね。それはラグビー場の構造によるのかなというふうに考えておりまして、ひとえにトラス屋根の影響というのは非常に大きくて、構造物を支えるために周辺の柱の幅も大きくなるでしょうし、構造的にも大きなものがどれだけ縮小できるのかという話にもなってくると思うのですね。

その辺りの具体化をどのように、具体的な配慮を示されていくのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 現在ラグビー場の設計につきましては、まさに鋭意進めているところでございます。やはり、昨年来より委員の先生より御指摘もいただきました建国記念文庫のところを、なかなかフィールドの大きさが決まっていたり、観客数が決まっており、そこまで下げられないということで抜本的な改革はできない中でも、どれだけ建国記念文庫の周りの樹木が救えるのかというところを中心として、今まさに設計をしている最中でございます。

あわせて、今、横田委員から言っていただきました、やはり東側の部分の緑道のところの植栽基盤の在り方であったり、そこの緑道の在り方も含めて、今まさに設計を進めているところでございますので、建国記念文庫のところ、どれぐらい施設計画を変えることで救えたのかと併せて、そういった緑道の部分の在り方及び植栽基盤の作り方という考え方につきましても、今後の事後調査報告書の中で御報告させていただきたいなというふうには考えております。

○横田委員 はい。お願いします。建国記念文庫を保全エリアとして位置づけるということは、もちろん面積的にも小さくなった植栽環境ですし、非常に限界性がある中で、やはり周辺とのつながりという観点で、このラグビー場周辺というのは重要な環境かなというふうに思っていますし、高さに関しても、やはり日影ですとか、風も領域Aが領域Bになると。小さな変化かもしれませんが、乾燥化につながる可能性があるというふうなところで、日照、風環境も含めて、やはり配慮のプロセスというものを、今まさになされているようでしたら、またそれを明らかにしていただきたいというふうに思います。

○事業者 はい、かしこまりました。

○横田委員 一旦、私からは以上とさせていただきます。

○柳会長 ありがとうございます。審議会から審議委員の意見に対する回答に対するさらなる質問ということで、それに対して回答をいただきました。

ほかに。保高委員と水本委員。では、最初に水本委員、どうぞ。

○水本委員 先ほどは御説明ありがとうございました。私のほうでは2件ばかりこちら、記載の質問がございますけれども、うち1件につきましては図面もつけていただきましたので、追加ということで質問をさせていただきます。

こちらの資料をお作りいただいた中で、38、39としましたところ、これ横田委員のほうからも質問が出たところなのですが、このイメージですね、緑のイメージの層については、これは、一つはイコモスさんからの非常に鋭いというか深い御指摘で、歴史性の継承という観点は、これは空間の創出ということと時間軸の継承ということは、これは何も対立している意見というよりは継承を目指すべきところとして、目標としてプラスで掲げていただけるのかなというふうにちょっと考えております。

それで、その辺りのところが、先ほどの横田委員の御指摘もそうなのですが、この昨年来の審議会の中で、このプロセスを経て、三井不動産さんの調査のありようですとか、計画の在り方というのは少し変化があるように思うのですが、その辺りのプロセスを計画の結果として常に見せてきたことによって、日本イコモスさんの、例えば御指摘の中でも取り入れられることはたくさんあると思うのですが、そういうことを取り入れていきますよで私は構わないと思うのですが、その辺りのことをもう少しプロセスとして見せていく姿勢といいますか、それも、その御指摘を受けたからこうなったよという過去形のことではなくて、こうして、そういうところは、この考えについてはなるほど納得したということで、では、ほかの都民意見はどうなのだとこのところで、合意形

成を含めて見せていくという、そこはこの38、39のところで特にこのイメージとか、今後の継承という点で、これからの時間軸という意味でも、ぜひお願いしたいところですので、コメントになりますけれども、お願いしたい。

その上で、私の別のところでも御回答がたくさん、今回もいただいているのですが、その回答に対しての内容もそうなのですが、その実現性というところで質問しておきたいことがございまして、昨年その審議会で、ここはPFI事業なので、まだまだお答えはできませんよということに対して、たしか昨年8月ですかね、PFI事業、決定しましたよということで、その辺りはプロジェクトのサイトのほうでも公開されているようなものは見聞したのでありますが、その上で、特にこの秩父宮ラグビー場のところですよ。そこについてはPFI事業であるので、どちらかというより私というより、このページの上で横田委員の35～40のところの御回答が若干曖昧な形で、検討するよう要請してということは、これは三井不動産さんの回答としては、PFI事業者に要請するというような意味合いなんですかね。どこまで手綱を皆様が握っておられるのかということは、この計画の実現の上では非常に重要なことかと思うのですが。あるいはその連絡の体制であるとか、PFIの事業者の中にも、秩父宮ラグビー場で、スポーツの競技場でありますけれども、おそらくその収益の観点から言いましても、イベント等でも使われるのかなというような御計画のように、それも感じているのですが。

その辺りで、例えばですけれども、PFI事業者の中にも、当然、設計・施工をされる方と、それから、これを使われる方が協力事業者として入っているかと思うのですが、その辺りの方々のデザイン、設計に対する御意見というのは、どこまで反映されるのですかね。それとも三井不動産さんがこの場で御回答いただいたものがまるっと通るような流れなのかというのは、非常に言いにくいことかもしれないのですが、御回答いただいてもいいですか。その辺りがこの計画で、特に植樹についての計画ですとか、緑のほうのデザインにどういう反映があるのかということが気になっております。よろしく申し上げます。

○事業者 ありがとうございます。最初のコメントいただきました件につきましては、まさにおっしゃるとおりかなと思っております。御指摘いただいたいろいろな御意見の中で、我々としてもこれは受け止めさせていただきまして、内部でいろいろ検討しまして、今のイメージでありますとか歴史のところというのは、これは事業者としても同じ方向の部分もございまして、これについてはしっかりと生かしていきたいというふうに思っております。

ます。

○事業者 2点目、御質問いただきましたPFI事業者との、我々代表側であったり、施工者との関係性というところかと思えます。水本委員が言っていたように、やはり実際に建築するメンバー、また設計するメンバーというのはPFI事業者になりますので、我々三井でもございませんし、日本スポーツ振興センターでもございません。ただ、やはり昨年来からのこういったアセス、審議会での御意見であったり、評価書の出し方、また事後調査計画書、また、まさに本日もそうだと思いますけれども、こういった審議会の場の状況については、我々も御報告をしておりますし、実際に聞いているかと思えます。その中で、こういった我々の記載の仕方として若干違和感があるというのはそのとおりかなと思っていまして、事業を実施する我々が要請するという言い方に多少違和感があるというところなのかと思うのですけれども。

実態としては、定期的な連絡も定例として取らせていただいておりますし、こういった今、この建国記念文庫のところをどう保全するのかであったり、また、緑道のところをどう確保するのかという部分についても、これは実際に常日頃やりとりを実施しております。これは実施者としては日本スポーツ振興センターさんが権利者でありますので、当然、日本スポーツ振興センターを介してやるときもありますし、代表側の、こういったアセスの場で我々三井が出させていただいておりますので、そういった意見を直接PFI事業者に伝える場というのも、これも事実、定期的に持たせていただいておりますので、そういった意味では、一体的に動いている状態ではないかなというふうには感じております。

○水本委員 ありがとうございます。そうしますと、ここの書き方が、やはり正直言えば主語がないような状態でしたので少し不安感を持ったのですが、ここに書いてあることは、ある程度その意思は通っていくというふうに考えていいということですね。

その上でなんですが、細かいところなのですけれども、秩父宮ラグビー場のところはPFI事業ということで、特に今、俎上に上がっているのが、今のラグビー場前のいちよう並木であるとか、4列いちよう並木、これは別のものではありますが、その辺りのところは、むしろ三井不動産さん主導というようなところでよろしいのでしょうか。すみません。ちょっと細かくて。

○事業者 はい。まさに4列のいちよう並木ではないラグビー場の東側の港区道のイチョウにつきましては、代表側の三井として、実際に移植ができるのかどうかという部分について、まさに検討しているところでございます。

○水本委員 これから計画が具体化していく段に当たっては、誰がという部分が非常に重要になってくると思いますので、私、聞いてないよという話ではありませんので。そうしますと新規のラグビー場というか、そういうところはPFI事業として行われて、今ずっと議題に上ってきた緑の部分というのは、今この場にいらっしゃる三井不動産さんということで理解して大丈夫ということですかね。

○事業者 はい。その御理解でよろしいかと思ます。

○水本委員 分かりました。それから、幾つかありました、やはり前回も指摘させていただいたのですが、回答等が少し不安定な部分があるなど感じる部分は、間違っているとかではなくて、その部分なのですけれども、先ほども横田委員が御指摘になりました計画の熟度が高まっていないところに、非常にその辺で表現に揺らぎが出てきているなどというふうに全体に感じるんですが、その辺りというのが、まさに今これからいろいろ都民意見といますか、先ほどまさに人と自然とおっしゃられましたけれども、この部分はもう天然、自然ではなくて、人と自然、都市の自然ということですので、人というのは今いる皆さんということも含めて、これからの人たち含めてということなので、過去と現在の人々と未来をつなぐようなイメージで、そういう意味では揺らぎのある部分でまだ熟度が高まっていないところというのは、少しほかの意見を受ける余地はあるということですよ。そこから辺が、今もう絶対的に動かしたくない計画というのはあろうかとは思うのですけれども、まだ熟度の高まってない部分について、前回も申し上げましたとおり、もう少しほかからの御意見を吸収できるような、そんなようなところを考えておられるのかというのをお答えください。

○事業者 ありがとうございます。我々として、これが計画としてベストだというものを今作って進めておまして、そういった意味では、我々としてはこれで進めていきたいというふうに基本的に考えてございます。ただ、おっしゃっていただいているように、その熟度の部分が、これは長期的なプロジェクトでもございますので、全て詳細に、全てがもうガチガチに決まっていて全く動かせないということでももちろんございませんので、これは皆様の今いろいろな御意見を踏まえまして、我々としてもできる限りのことをしていきたいというふうに考えております。

○水本委員 ありがとうございます。最後にこれだけ。

イコモスさんからの御指摘ですとか、今回の横田委員の御指摘のように、専門家から見れば、植生評価等がこうだよという部分の指摘もあったのですが、こちらの回答では、資

料の15ページですね、アオダモのところかな。そこのところで、コンセプトといますか、植生評価と生態系の保全とかそういうところ以外にも、こういう森のコンセプトといますか、大分以前に申し上げたことがあろうかと思うのですが、例えば、今、皇居の森なんかのように武蔵野の自然の再現ですとか、何かちょっとテーマ性があるような森って都内にもあるかと思うのですけども、その辺りで少し創出という部分と保全という部分と切り分けながら、もう少し明確に見えるものを出してもらえるといいのかなというふうに思いますけど。

以上です。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○柳会長 それでは、保高委員どうぞ。

○保高委員 御回答ありがとうございます。私の方は、植生の専門家ではないので1点質問と、あと2点コメントをさせていただきます。時間もないので端的に参ります。

まず最初にページの26と19で、植生の話、活力度の話については、今後、毎年調査をしていただいて、しっかり御報告をいただけるということで、しかも、しっかり精査された後に、審議会に報告しオープンにするというプロセスを取られるということを理解しました。ありがとうございます。一方、情報公開はすごく重要なので、その辺り、できるだけ迅速にということと正確性というところのバランスを取っていただければと思います。

一方で、19ページのところで、活力度の調査が58本中ここだよというので資料編も拝見させていただいたのですが、どこがこの58本なのか、ぱっと見て全く分からないというところがあって、この辺り一般の方も含めて、どこを指してるかというのを、よりちょっとサマリーで重要なところだけを取り出して、一目で分かるような形で毎年こうなっていくよみたいなことをお示しいただくと、さらにいいのかなというふうに思いましたというのが1点目です。

あと二つコメントなのですが、私、いろんな世界と日本のスタジアム、仕事上回っていることがあって、特徴があるスタジアムって結構やはりあるんですよ。それはスタジアムを造るときに地元の方と話し合っ、例えば山が後ろにあるときに、山が見えるようにするとか、例えば北九州のスタジアムは海が見えるとか、そういった特徴とかいろいろあったりするんですよ。そういった意味では、例えばこの建国記念文庫に関してもすごく重要だというお話があるのであれば、スタジアムの国際的なキャパシティーは維持しつつ

も、人員も変えない。でも何か構造を少し変えることで、そういったところが少しでも残せるようなというのがあるかもしれない。ただ、それは三井さんではなく、別の設計の方かもしれないのです。ただ、そういう一つの工夫で残せる部分が増えるのがあるのではないかなと、自分の専門とはちょっと違うところなのですが、世界のスタジアムを見た感じで思いましたというのが二つ目です。

あと三つ目は、お二人の指摘にもありましたけれども、今回のプロセスの中で回避と低減と代償、そういったものも徐々に変わってきていると思うのですよね。そういったところでどこが変わったかということ何か分かるように一覧にさせていただいて、ここここは譲れるけど、ここは譲れない、その理由はこうなのだということが第三者にも分かるようにした方がいいかなというふうに思いました。あとの二つは専門家ではないコメントです。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。幾つかいただきました御指摘、こちらでも検討いたしまして、特に公開の仕方とか、こちらの分かりやすさというのは、我々としても留意していきたいと思えます。ありがとうございます。

○柳会長 意見を出したことに対する回答に対するさらなる質問ということで、会場のほうで出席されている委員の方から、最初に御質問をいただきました。

それでは、リモートで参加されている委員から意見を聞きたいと思えます。それでは池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 ありがとうございます。千葉大学の池邊でございます。

先ほど、横田委員から最初に御説明があったかと思えますが、イコモスさんから植生図が出されて、その群落数が三井不動産さんの調査によると5群落となっているところが、実は22群落あったということがイコモスさんの調査によって明らかになったということは、イコモスのホームページ上でも明らかにされるということでございます。

これは先ほどはちょっとした混合林とか何か、そういうものの捉え方の違いというような簡単なお答えでしたが、やはり22群落もともとあったものが、5群落しかないというふうに表現されていること自体が、虚偽かどうかは分かりませんが、都民のほうから見ると非常にゆがめられた調査。やはり前回、私は日本を代表する企業さんだからこそ、すばらしい評価書を作ってほしいというようなお願いをいたしました。それが今回この群落の違いというのを認めないということであるとすると、私どもは、植生図というのはベーシックに共有できるものだというふうに考えておりますので、それがそもそも違うという

ところからですと、そうしますと、そちらでおやりになってる活力度調査とか、根系調査とか、そういうものも全てゆがめられているのではないかとというような疑問さえ出てきてしまう。これは私が専門委員としてという部分と都民委員を代替えしている部分もありますけれども、やはり一番最初の調査が間違っているということからすると、それをベースにした調査報告書については、やはり事後調査報告書で直せばいいというものではないのではないかと、私は思います。

ですから、今回の植生、柳会長にも手渡しがあったというふうにお聞きしていますので、会長も実際に植生図を御覧になっていると思いますが、それが評価書に出されているものと著しく違うということについて、どういうふうに我々審議会として処理するのかということとは大きな問題だと考えております。

今回、三井不動産さんがそれを受け入れて、それをベースに少し検討をし直すというお話でしたらまだいけるんですけれども、先ほどのお話ですとそういうことではなく、単なる少し群落をまとめたりのものの違いというぐらいのニュアンスにしか受け取っていただいていないので、それはやはり評価書の中で、植生図が緑の分布図というような形で御社からは出されていますけれども、それが現存植生図としては扱えないものであるということからすると、かなりそこについては、私としては、やはり審議会としてそういうものを虚偽とは言わないですけれども、誤っている、あるいは真実ではないというものに対して、どういう判断を出すのか。真実でないものに対して、生物・生態系だとか、その後の活力度調査とか、根系調査とか全てのものがぶら下がっているわけで、そうなると、例えば、実は活力度があったのに活力度はなかったというふうに報告されても分からない。全て事後調査でいいということになりますと、事後調査でそういう報告が出ても受け取らざるを得ないということになりますので、そこは開発の始まりとして、そういう誤りというか、誤りとして三井不動産さんは思っていないと思いますけれども、でも5群落と22群落というのは、あまりに植生の中では違いが大き過ぎますよね。二、三落ちていたとかそういうことではなく、5群落と22群落の違いというのは、非常に生物・生態系を論じる上でも大きな違いだと思いますので、それについてどういうふうに審議するかということについて、どういう取扱いにするか、あるいは、何ていうか、全て今日おっしゃっているような事後調査でいいというような、事後調査書に盛り込めればいいというような考え方でいいのかどうかというのを御判断する必要があると思います。

これは事務局として、東京都さんとして、そういうことに関してどう受け取るのかと。

イコモスさんのほうは昨日、東京都さんと柳会長、三井不動産さんに植生図をお渡ししているというふうに伺っていますので、そういうことに対して、それが著しく評価書のものと違うということに関して、それでも評価書をそのまま受け取るのかということに関して、御検討をお願いしたいと思います。

○齋藤第一部長 確認していいですか。

齋藤ですけれども、ちょっと今の確認をさせてください。

今、植物群落の数が大きく違うということかと思うのですけれども、では池邊委員のほうとして、御専門だと思うのでちょっとお尋ねしたいのですけれども、これ100人が100人の専門家が植物群落を調査すると同じような結果になるのかどうか。私は専門ではないので、エリアの取り方であるとかによって、そういったところは大きく変わってくるのだらうと思うのですけれども、そういったところの可能性についてもうちちょっと専門的な立場からお話をいただきたいのが1点と。

実際に5群と22群ということは数として違いがあるのですけれども、その内容が、そこを分けることによって、もしくは分けないことによって何がどう変わりそうなのか、そこから辺を専門家として教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○池邊委員 基本的には植生図というのは、私としてはきちっとした専門知識を持った人間が調査をすれば、7割から8割は同じものができるというふうに考えております。そこがもし違うとしても2、3、例えば22と言っているものが17、8というような形で報告されても、それはあるかもしれませんが、5群落対22群落というような差は、全く100人やってどう出るかという、恣意的にやらない限り、そんな差というのはあり得ないというふうに思うので、それで今回、問題視させていただいています。

また、群落の違いがどう出るかということについては、今回いろんな、横田委員への回答等をいただいておりますが、具体的な、どの群落がどういうふうに取り込むというようなお話は三井不動産さんから出ておりませんので、それについては、具体的なものとしては、私としてはコメントはできないというふうにお答えするしかないと思います。

イコモスさんの群落、植生調査がどういうふうの結果に反映できるのか。三井不動産さんのほうで前向きに捉えていただいて、その22群落というのを取り込むと、ここがこういうふうになるのだというようなことをもしお示しいただけるのであれば、それが十分に納得のいくものになっていくかと思いますが、その22群落というのは、ほかの人がやればそんなふうになるのだという形で、今のようなお答えをいただいていますと、それは

もう調査会社に恣意的に群落を少なくする、生物多様性のない群落であるというような示し方をしたというふうにしか捉えられないという、マイナスのイメージを今、醸し出したかと思うんですけれども。いかがでしょうか。

○齋藤第一部長 はい。分かりました。ありがとうございます。22群落に分けて考えたほうがよかろうということかと思うのですけれども、これは環境影響評価の制度の流れの中でやってきたことであって、その調査結果に基づいて今こういう答申もして、この段階にあるということなのだと思うのです。

それで、今、群落の分け方が変わった、変わっている、違うのではないかということに関しては、いずれにしても生物・生態系というのは、私の専門ではないですけれども、群落は変わらないにしても活性度であるとか、そういったところは大きく変わり得るもので、いずれにしても、アダプティブコントロールの世界の中でやらなきゃ……。

○池邊委員 今、群落は変わらないですけどおっしゃったように、そこは変わらないんですよ。ベーシックな現存植生図というものはみんなが共有できるものであって、そんなに人によって変わるものではありません。科学ですから、サイエンスですので、恣意的に変えることはないです。

○齋藤第一部長 分かりました。では、事業者にもう一度確認してもらった方がいいですかね、5群落と22群落ということに関しては。

○池邊委員 そうですね。あくまで5群落だとおっしゃるのであれば、どういうふうに22群落が5群落に集約されているのかということはきちっと御説明いただかないと、都民の方が納得いただかないというふうに思いました。

○事業者 はい。少しきっちりこの植生図を確認させていただけないところではあるのですけども、まず一つは植生図を作成している範囲が、我々が作成している群落として作成している緑の分布状況と少し範囲が異なるというところで、凡例の数が異なってくるというところがあるかとございます。

あとは構造物として示しているようなところ、そういったところの中に、グラウンド、土というようなところがあったりですとか、そういったところの、すみません、それは間違いです。今のは私の認識違いで間違いです。失礼いたしました。そういったところで範囲が違うというところで、22が5ということにはならないのかなというふうに考えています。

我々のほうで提示させていただいている範囲の中で言いますと、イコモス様のほうで作

成させていただいたものについて、落葉広葉樹の中でもケヤキの群落であったり桜の群落であったりという形で、優占種というところで分けていただいているのかなというふうに思います。

我々としては、今回この緑の分布状況調査の中では外観から判断して、優占種が少し異なるところがありますけれども、植物、植栽樹群という形でまとめるような形での記載というふうに思っております。

ただ、毎木調査なども行っておりまして、その中に桜のまとまったものがあつたりですか、トウカエデのものがあつたりというのは把握はしておりますので、それらを踏まえて生態系保全のための予測調査を行い、結果のほうを出させていただいているということで、そういう認識でおります。

○齋藤第一部長 1点よろしいですか。提案ですけれども、いずれにしても、もともとこの会を始めたきっかけは何かというと、日本イコモス国内委員会さんから虚偽というか、情報がそもそも間違っていて、それに基づいた評価書を作ってきたのではないかという話だったと思うのです。今回もそういうような話として出てきたんだと思うのですけれども、それが予測評価に影響を与えるか否かという判断をどこかでしなければならないと。だけど、その情報が出てきたのは直前で出てきたので、我々が今ここで判断することはとてもできない話かなと思いますし、それは事業者にとっても同じで、対応を今することはできないのだと思うのですよね。そういう意味で言うと、それはこの会とは別の形でやっぱり議論をしていただくというか、そもそもはアセスの制度的に言うと、まずスクリーニングという制度があつて、事務局、これは東京都ですけれども、のほうで内容を吟味した上で、必要に応じて審議会に上げていくという手続があるのだと私は理解しています。

今回に関しては、前回に関してはそれを取り払ってすぐにこういう議論になったのですが、正式な流れとしては一旦事務局でもんでもらうということかと思っておりますので、ちょっとこの場でそれをどう扱うかという議論をするのは情報が足りな過ぎるので置いておいて、それで一旦、事務局でもんでもらう。そして会長等と相談をしていただくということかなというふうに提案させていただきたいと思っております。

○柳会長 齋藤第一部長ありがとうございます。本日の日本イコモス国内委員会からの指摘事項に対する事業者の回答というのは、参考資料、説明資料の頭にも書かれていますように、最後に発出された2月20日版のものに対する回答ということですよ。ですから、最近お出しになった植生図等に対しては直ちに回答できないというのはあるかと思

ますけれども。基本的に植生図に関して専門の方々がいいろいろと御検討いただいて、こういう分類の方法もあるという提示もありますので、それは参考にしていただいて、今後、検討していただくと。場合によっては事後調査計画書を補正する、追記するという機会もあるようですので、そういうところで検討された結果を入れて、今後の調査に支障がないような形で進めていただければというふうに思っております。

では、そういうような進め方でよろしいでしょうか。

(異議の声なし)

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、水本委員。その後に横田委員、お願いします。

○水本委員 今、柳会長のまとめになられたことがもっともというか、プロセスということでは、やはりこの審議会のプロセスというものがありますので、こちらのやはり前提として2023年2月20日版に対する回答というような会であると私も認識しております。

その上で、池邊委員と日本エコモスさんの専門家の見地からの御指摘というのは大変重要なのではないかなというふうには思いますけれども、ただし、池邊委員もこの審議会の委員で専門家としての今御意見、コメントだったと思うのですが、基本的にはサイエンスでありますから、日本エコモスが出しているから正しいというのは、これは全く科学的ではありませんというふうに確認をしたいと思います。それはどういった立場、どういう意見であっても科学的根拠に基づく客観性ということ、今回も横田委員も非常に客観性という言葉を使っておられますので、その辺りはもうこのテーブルで改めて確認したいなというふうに思います。やはりそういう場であるということをお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○柳会長 ただいまの水本委員の発言について何かコメントありますでしょうか。

(なし)

○柳会長 特に異存はないということで、皆さん共通理解されていると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、横田委員どうぞ。

○横田委員 手続的には、会長、部会長に御提案いただいた内容で全く私も賛同いたします。

植生図なのですけれども、先ほども申し上げたとおり、この緑地の分布状況を現存植生

図として捉え続けることには、非常に違和感を感じています。現存植生図と称するものももし載っていないというのであれば、これは緑地の分布状況ですので、きちんと次のステージで、より詳細にした現存植生図を出していただくというようなことは可能だと思いますし、多分、今御説明いただいたとおり、生データを振り返りながら、また日本エコモさんの植生図も参考にしながら、新たな現存植生図と称する図を作成いただくことはできるのではないかなというふうに思うのですね。

この審議会ですらやってきたのは、アセスの流れの中で植生の情報化をどこまでやるかというような話だったかというふうに思います。緑地の分布状況を補足するために、毎木調査のデータを全て出していただきました。それから常在度表に関してもできる限りの情報として提供していただきました。

ですので、見ているものは同じじゃないかというのはそういった点でありまして、出される情報をより客観的に分析したものを、さらに公開していただきたいというお願いです。ですので、それは特に保全サイト、保全エリアと呼ばれるようなものですとか、代償の拠点となるようなところでは、きちんと精緻化したものを出していただきたいというふうに思いますし、その生データをやはりきちんと載せていただきたいということで、繰り返しになってしまいますけれども、植物群落に関する現地調査のデータを定時的に取っていただきたいというようなお願いをさせていただいた次第です。

2点目は、今日、イチョウそのものに関しては6月の事後調査報告書でということですので、あまり情報がない中での議論だったかと思うのですけれども、事後調査における新たに生じてくる情報なりリスクのようなものをどういうふうに扱うのかということが、今とても重要になっているように思います。

私も、アセスの中でそういった不確実性を、このアセスのルールというものがどこまで対応できるものなのかなというふうに常に模索しながら、あるいは勉強しながらやっているつもりなのですが、条例のほうで見てみますと77条の3項というところに、これ事務局の方にも事前に御相談したのですが、事後調査報告書の提出があった場合に、必要があると認めるときは審議会の意見を聞いた上で審査して、対象事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは直ちに当該事業者に対し環境の保全について必要な措置を講ずることを求めるとともに、とあります。これ読むと、私の条例の読み解きが正しいか分かりませんが、「著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは」というふうにあります、「それを知事が判断した場合」というふうに読めます。

今回のこの手続は非常に異例の手続を取ってきていて、おそらく事後調査報告書が出てきた段階で、また様々なリスクに関する議論がなされるのではないかなというふうに思うのですね。それをこの条文にのっとると「都が認めた場合は」というふうになってるんですけども、やはり審議会でこのように見続けさせていただくようお願いして、実際にやってきていただいているということは、非常にアセスの制度にとって新たな可能性を見出そうとしているということじゃないかなと思うのですね。

ですので、これ、事務局の方にも御検討いただきたいという点ですけども、やはり事後調査報告書でリスクに関して評価するところをきちんと手続として審議会の中で取っていただきたいなというふうに思った次第です。

「著しい影響があると認めるときには」というふうに書かれてはおりますけれども、これだけ社会的な関心も高く、それから特例的に審議会も関わりながら、事業のプロセスを改善することにつながるような手続を取っているのです、やはり事後調査報告書の中で出てきた新たな情報なり、それから追加的に出てくる情報により、予測し得るリスクというものをきちんと審議する時間というものをいただきたいなというふうには思います。

以上です。

○柳会長 その点については制度的に担保されていると私は思っておりますけれども、事務局のほうで何か補足があればお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 事務局のほうで御説明いたします。

確かに事後調査報告書につきましては、必要に応じて審議できるような規定になっております。今回の神宮の案件につきましては事後調査報告書、これはほかの多分アセス案件より多く出てくるのが想定されます。種類もかなりいろんな種類のものが出てくることは考えられます。例を挙げると根系調査であったり、樹木の活力度調査であったり、移植計画であったり、そういういろんな種類のものが出てきますので、内容によって審議をするもの、通常の受理でやっていくもの、その辺りは審議会と相談しながら決めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

池邊委員、手が挙がっておりますけど、何か追加的に御意見ございますか。

○池邊委員 短めに。先ほどの話は結構なんですけれども、この審議会の中で、前回、住民に対する説明というのが大事だということは認識していただいたかと思うのですけれども、

それをどういう形で、今までだと都民の声を聴く会とかそういうものを開催されて、私も行ったこともございますが、八王子の方まで。そういうようなものがやはり今、非常に求められていて、開発がどんどん進んでからやればいいという話ではなく、開発がされる今のこの時期をもって都民の声を聴く会というのを事務局として、これだけの反対署名や意見書、イコモスからの意見書、そういうものがあって、今回いろいろ修正点も出てきましたので、修正点を踏まえて、一度事業者の説明を都民に対してする説明会というようなものを開催していただけないかという願いです。

○事業者 ありがとうございます。今、我々事業者としましては、住民の方に対する御説明ということを開催する方向で考えておまして、対象の方をどの方にするのか、それから基本的にこの御説明をする内容につきましては、その後、どういったお話をしたかということ公表していくということを含めて、今検討しております。

○柳会長 池邊委員、よろしいでしょうか。

○池邊委員 はい。住民の取り方というのは非常に少ないので、今回、やはり社会的なインパクトを考えていただくと、もう少し広い範囲でやっていただかないと、この範囲の人たちだけにやりましたという話が通らないのではないかと思います。

○事業者 範囲につきましては検討しておりますので、御意見として承りました。

○池邊委員 はい。前向きに検討していただいて、ぜひ御社として社会が納得いただけるような形でお願いしたいと思います。

○柳会長 それでは、そろそろ予定の終了時間になってきましたので、はい、どうぞ。

○齋藤第一部長 すみません。ちょっと話を揺り戻してしまうんですけども、私、確認したいことが1点ありましたので、ちょっと確認させてください。

本日の事業者説明用資料の21ページのところに、いちょう並木の生育状況に関する話がありまして、これは保高委員からも御意見があったということかと思えます。それでやはり気になっているのは生育状況が悪いということに対して、あまりよくないということに対して、どのようなきっかけで、いつ頃それをお知りになって、その後、どのような対応をなされた結果、22年の春には新芽が出始めたというような話でしたけれども。その発見してからの対応と、その間にイチョウの状態がどうだったのかというところを、もう少し詳しく御説明いただけないかと。

というのは、第一部会で4列イチョウの話も随分させていただいたのですが、やはり根系調査自体の結果もないですので、将来的にこれは保たれるのかどうかということ

は非常に不安があったと。不安がある中で、根系調査の結果に対してどのような対応を取るのかという様々なケースを想定して対応を考えていただいて、それから、場合によっては壁面後退等、施設計画自体も見直すこともあり得ますという話にさせていただいたと思うのです。

それで答申としてまとめたのですけれども、やはり一番気になってるのは、では本当にイチョウを守ることができるのかというような話なのですけれども、そうすると今回、何ていうのですかね、通常の保守の中で、こういう何か異常が出てきたということになってくると、今度、工事等による外乱がそこに加わる。そういう不確実性が加わったときに、本当にアダプティブコントロールで対応できるのかどうか。そこが非常に心配にはなってきたてしまったのですね。

ですから、今回状況が悪いのだというものを発見してからの対応、それから現状までどういう状況なのかという経緯をもう少し説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○事業者 ありがとうございます。幾つかこちらの資料にも記載をさせていただいたとおりでございますが、まず樹木の活力度調査、イチョウの木の活力度調査という意味では2018年の12月から19年の1月、また4月、5月ということで実施をいたしました。

実際に、そこで樹木の活力度調査という点では実施をいたしましたけれども、毎年毎年、明治神宮さんの御所有地の一番西側と一番東側の2列が神宮さんの所有されてるイチョウということですので、毎年定期的に神宮さんにおいては日常管理の中で、この樹木を管理している。これはイチョウに限らず、全てこの外苑を所有されている、管理されてる方という立場として、いろいろな日々の樹木の変遷だったり、変化というものを捉えられております。

実際に、神宮さんに聞いたところ、一部落葉が早いねというところを気づかれたというのは、2019年の秋頃からというように聞いております。神宮様におかれましては、やはり日常管理の中で、イチョウだけを取ってやっているということではないと聞いておりますけれども、やはり一部落葉が早いというところを捉まえて、実際に土壌調査をされていたり、その結果を踏まえて施肥をしたり、土壌改良されたりという形で、その樹勢をよりよくしようという活動をされていたということを聞いております。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。心配なのはそういう日常の管理をされていて、なおかつ、あるときにそういう状況が悪くなったという結果が出たということなのだと思

うのですけれども、事前に予知するようなことができないのかどうかということですね。

今度、工事が入ってきて、要するに外乱が起きたときに、毎年、毎木調査をやっていたくというような話だったような気もするのですけれども、そういった中で何がどこまで本当にイチョウの不調な状態というのですかね、を判断できるのか。それに対してしっかり対応できるのかというところが、今回のこの報告を聞いて私自身はすごく不安に思ったのですけれども。そこら辺のその対応の仕方というところをもうちょっと、素人で大変恐縮ですけれども、安心できるような御説明がいただけたらなというふうに思います。従来と同じような感じでやっていると、そういうちょっと調子が悪いということが頻繁に出てくる可能性もあるかなというふうに思っているのですけれども。

○事業者 ありがとうございます。まさに樹勢調査という意味では、この2019年の4月、5月でやって以降、実施をしておりません。ただ、日常管理の中で確認をしていたというところですので、やはりアセスの評価書に記載するレベルの調査レベルは多分違うのだろうと思っております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、今年の6月よりいちょう並木の樹勢につきましては、毎年実施をさせていただきます。これは当然我々事業者がなんですけれども、専門家ですとか樹木医の先生も当然お立会いをいただいて実施をしていくことになりますので、一部やはり、ちょっと弱っているかなと、当初よりも弱っているなというものが確認されればですね、まだ新野球場の建築まではある意味、三、四年ほど、四、五年ぐらい、まだ時期としてはございますので、その中で樹勢回復措置としてどのようなものができるのかという部分について、まさに検討していくべきだろうというふうに我々、考えております。そういった意味で、まさに先ほどからあったモニタリングですとか、順応的管理という部分は移植木だけに限らず、まさにそういった今ある木に対しても実施していくべきだと考えておりますので、そういったところで、今後のイチョウを保全していくために何ができるのかという部分は、まだ6月から調査を実施してまいりますので、どうこうと結論が出ていませんけれども、そういった樹勢調査の結果を御報告するとともに、そういった結果についても、こういった審議会の場でまた御報告させていただくということも、また御意見をいただければいいのかなというふうにも思っておりますので、そういったところを考えております。

○齋藤第一部長 はい。分かりました。専門家の方を入れていただいて、しっかり調査をされて対応される。今までの日常管理とは違う形で事業中、それから事業後も、終了後も

1年間は少なくともやっていただけるようなことかなというふうに思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 はい。それでは、まとめに入りたいと思います。まず初めに、調査計画書の段階から環境影響評価書案の答申まで、部会審議をまとめていただきました齋藤部会長から御発言いただきたいと思います。

それでは、齋藤部会長お願いいたします。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。長時間にわたる質疑をしていただきまして、皆様方に感謝を申し上げたいと思います。今回は、特にイチョウの話も含めて、日本エコモス国内委員会から出ました一つ一つの意見に関して、質疑を行ったということかなというふうに思います。

これまで拝聴した限りでは、当初の情報であるとか、それからその解釈自体に虚偽というような内容ではなかったというふうに私自身は感じております。今回、それから前回の御説明、それから質疑をトータルとして、私としては非常に心配はしていたんですけども、実を言うと環境影響評価書を作るときの情報に誤りがあって、それが予測評価に大きな影響を与えるのであれば、それはもう立ち戻らざるを得ないのではないかなというような心配を感じて、この席に前回、そして今回、させていただいたのですけども、一つ一つの項目の確認の中で、大きな予測、それから評価に影響はないだろうというふうに私自身は判断をしましたので、この日本エコモス委員会から2月に出されたものに関しては、ほぼこれで閉じてよいのではないかなというふうに考えている次第であります。

今後は、事後調査という話もありましたので、事後調査結果の報告書に対して、どういう対応をしていくのか、審議会ですっきりと審議になるのかな、モニタリングというフォローをしていただいて、答申書に書いた内容が、環境保全措置がしっかりと取られるということを確認していくということが、この審議会の仕事かなというふうに思っておりますので、今後の事後調査報告書にしっかりと対応していくことを考えていきたいかなというふうに思います。

加えて、第一部会として答申をまとめましたので、若干弁明になるかもしれないですが、環境影響評価という制度自体に対する極めてネガティブな印象を持たれている方もいらっ

しゃるようですし、私自身もお叱りを受けるようなこともありましたので、少しお話をさせていただければというふうに思います。

当初の評価書案の段階から議論をさせていただいたのですが、毎木調査の結果を出していただいたり、それから根系調査に対する対応ですね。根系調査の結果は、そのときには出てなかったのですが、それに対してどのような対応するのかということに関しては、しっかりと整理をしていただいて、これ大丈夫ですというような形で、我々はOKを出したというようなことになります。

将来にわたって、イチヨウの健全な育成を担保するためのモニタリングというのもしっかりやっていただくというようなことは、答申の中でもお願いをしましたし、今までの議論の中でもしっかりと事業者の方から話をさせていただいていますので、そういった評価書の段階ではなかった環境保全措置についての考え方も、事業者の方に伝えられたと思いますし、そのことが本事業の環境の保全というか、よりよい環境をつくり出すというものに寄与していく方向に、この審議会が寄与はできたのではないかなというふうには考えてございます。もちろん足りないところもいっぱいあったのだろうと思いますけれども、その点については事後調査報告書への対応で、対応できればというふうに思う次第です。

それから、もう一つ申し上げたいのは、事業者の方々に、何ていうのですかね、今回もお話をさせていただいたようなことだろうと思うのですが、私自身はずっとこれに関わってきて、事業者の方々は随分真摯に対応していただけたなというふうに思っています。往々にして、環境影響評価というこの制度自体が極めて事務的に進むことが多かったと思うのですがけれども、今回は詳細な調査結果の提示であるとか、それに基づいた予測評価のところも、これは特に専門委員の横田委員の活躍が大きかったのかなと僕は思うのですがけれども、提示していただいて、従来の環境影響評価書よりも踏み込んだ予測評価がしっかりときているし、そのための努力をしていただいたというふうに思っています。

それから、最も大切なのは住民とのコミュニケーションであるという点に関しましては、やはりホームページで、しっかりと情報を提示していただいているというふうに思いますし、そういった意味での実際に対面で話し合う、話し合わないというようなところがあるかもしれないですけど、少なくとも情報の開示ということは随分改善していただいて、従来にない意見交換もできるようになったのではないかなというふうに思います。そういった意味で、事業者の方々にも大変感謝をしたいと思えますし、ただ、最後にこういった意見も出てきているので、途中の議論でもありましたけれども、特にサイエンスが大切だとい

う意見もありましたので、そういったところに基づいて、今後もしっかりと対応していただきたいかなというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。ありがとうございました。

○柳会長 齋藤第一部会長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして第二部会ではありますが、4月、5月のこれまでの事業者の説明を踏まえて、宮越第二部会長より御発言いただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

今、齋藤部会長に御発言いただきましたが、私も全く賛成します。今回と前回の2回にわたり、日本イコモス国内委員会さんからの指摘について、直接、審議会で取り上げました。私も、事業者の方の説明や、前回と今回の審議会の議論を踏まえて、評価書の内容に虚偽と言えるようなことは見受けられなかったと考えます。また、評価書の予測評価の結果に影響を与えるような誤りも見受けられず、予測評価の結果は変わらないと考えます。

その上で、事業者さんに、いま一度お伝えしたいことがあります。日本イコモスさんの指摘と事業者さんの回答には、今回多くの委員の方が御指摘したように、まだ大きな隔たりがあると思います。どちらも同じ事実、同じ生データに基づいて進められていると思いますので、主に見解や意見の違いによるものと考えます。委員としては、事業者さんをお願いすることしかできないのですが、日本イコモスさんも含めた団体や、周辺にお住まいの方を含めた都民の皆様からの意見や問合せにも、丁寧かつ真摯に対応いただくことを強くお願いしたいと思います。

本日、委員の方から御指摘のあった、合意形成だけでなくそのプロセスを見せることが、その努力がとても大事なのだ、私も全くそのとおりだと思います。それも含めて、ぜひ御検討ください。

これまでの審議の中で、事業者さんに御説明いただいたような、本事業の目的や未来像というのは、都民の皆さんの理解なしには当然成しえませんが、この点、強くお願いします。委員としては、今回、会長や齋藤部会長からもお示しいただきましたが、今後の所定の手続、事後調査報告書において、ほかの委員の皆さんも同じ考えだと思いますけども、事業者さんの対応や取組について確認させていただきたいと考えています。

これ以降は、事務局にお伝えしたいことです。今回の事業者説明に至った経緯では、日本イコモスさんから出された指摘に対して、審議会から事業者に対して説明を求めたこと

が発端となっています。本来、評価書案に対する答申が出た事業に対して、前提や情報に誤りがあり、その誤りによって調査予測評価の内容が大きく変わるということであれば、条例に基づく変更届の手續になると理解しています。

また、外部からの意見については、図書の縦覧における意見募集や、都民の意見を聴く会で募集して審議に反映することが所定の手續であり、このような所定の手續の過程において、私たち審議会の委員は、それぞれの専門的な見地から、条例に基づいて関与するものと理解しています。

このような通常の手続とは別に、今回のように外部からの意見や、指摘について直接審議会で取り扱うことは異例でした。丁寧かつ柔軟な対応として、私は今回について異論を申し述べるものではありませんが、通常の手続とは別に取った場合は、審議会としてできることは限られてしまうとも思いました。

外部からの意見や指摘については、まず、事業者自らが丁寧に対応いただくように、事務局から事業者にぜひ御指導いただきたいです。その上で、特に委員の専門の見地が含まれるような、アセス図書に関する意見や指摘について、例えば評価書の内容が大きく変更されるようなことが想定される場合は、変更手續を行う。また、今回のように事後調査報告書においてきちんと審議をしていくと。そういったことが、そういう所定の手續に基づいて行うことが、審議会の目的、趣旨からも妥当であると考えます。また、意見募集や都民の声を聴く会の周知についても、より丁寧に行う取組も重要だと思いました。ぜひお願いいたします。

私からは以上です。

○柳会長 宮越第二部会長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に私のほうから審議会の総括として発言させていただきたいと思います。

事業者の皆様、委員の皆様、いろいろと御議論ありがとうございました。2回にわたり事業者説明をいただき、審議会では様々な御意見がございましたが、言うまでもないことですが、そもそも環境影響評価とは、事業者が大規模な開発事業を実施する際に、その事業が環境へ与える影響を予測評価するものであります。そのような中で、審議会の役割は専門的な立場から条例や技術指針に基づき、その内容を審査することにあります。

技術指針は、環境影響評価が科学的かつ適正に行われることを目的として、評価項目の選定、調査予測、環境保全対策、評価などに関する技術的な事項をまとめたものであります。そのために、技術指針には環境影響評価が適切に行われ、一定の水準が確保されるよ

うにすることが求められております。

また、様々な人たちの信頼を得るために、調査・予測・評価を実施する際の基本的な考え方や環境影響評価が、科学的かつ適正に行われるよう技術的な方法を示すことが求められております。

東京都の技術指針や、その解説の改定は、常に適切な科学的な判断を加え、所要の改定を行おうとしておりますけれども、改定するまでの期間中に、最新の合理的、客観的な知見が公表、周知され、社会的認知がされている場合には、その知見を利用して環境影響評価を実施することができると規定しているところであります。

ところで、今回、既に事業者から提出され、東京都が公示を行った環境影響評価書に対して、日本エコモス国内委員会様から、評価書の内容に虚偽があるとの指摘があったわけですが、事務局からの議論の趣旨、位置づけの説明にもありましたとおり、評価書の調査・予測・評価に変更が生じないか否かという視点で見た場合、両部会長からもただいま発言がありましたとおり、条例や技術指針に基づいて評価書は作成されており、評価書の調査・予測・評価に重大な変更が生ずるような評価書手続上の問題、それから誤り、虚偽はなかったことが確認されたかと思えます。

日本エコモス国内委員会様からの指摘につきましては、審議とは別に、審議会で直接扱うという異例の対応をさせていただいたわけですが、これは宮越第二部会長の御指摘のとおり、審議会として本来の姿ではないと認識はしております。今後、同様のケースが生じた場合には、事業者において丁寧かつ真摯に対応することをお願いしておきたいと思えます。

また、事務局におきましても、ゾーニングをするとか振り分けをして、他の案件同様に条例や規則にのっとり、適切な手続を指導していただきたいと思えます。なお、誤解を生じやすい記述については、事業者から事後調査において記載内容を配慮する旨の回答がありましたので、しっかりと対応していただきたいと思えますし、事業者において、分かりやすい情報発信を引き続き行っていただき、これまで以上に地域の住民の方々、それから都民の方々など多くの方々の理解を得ながら、よりよい事業を進めていただきたいと思えます。

これをもちまして、日本エコモス国内委員会からの指摘に対する事業者説明のこの会は終了といたしますが、今後、根系調査結果ですとか変更届等、事業者の対応が予測されるところでありますので、当審議会としまして、引き続き調査書、それから事後調査計画書

に記載されている環境保全対策の内容が適切に実施されているかについて、注視してまいりたいと思います。

私からの発言は以上であります。

それでは、事業者の方は退室していただくこととなりますが、何かあれば最後に御発言をお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。柳会長、それから齋藤部会長、宮越部会長、委員の皆様、事務局の皆様、本当に長時間にわたりまして、こちらの御説明をお聞きいただきましてありがとうございます。皆様から御指摘いただきました今後の事後調査報告書、将来についてのモニタリングを含めまして、これからも情報発信に努めまして、丁寧に真摯に取り組んでまいりたいと思います。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○柳会長 はい、ありがとうございます。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退出)

○柳会長 そのほか何かございますでしょうか。チャットの画面がちょっとこちらでは見えないので、渡邊委員が何か発言されているようなのですが、事務局のほうで紹介していただけますでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 渡邊委員からは、この後、講義があるため失礼いたしますと。事務局のほうにメールを送っていますので、後で事業者さんに伝えてくださいという内容がチャットで入っておりますので、その辺りについては、後ほど事業者さんに伝えておきます。

○柳会長 はい。それでは、その点、お願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退室ボタンを押して退室をお願いいたします。

[傍聴人退室]

(午後 1 時 1 5 分閉会)